

2019年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題番号 14

事業名：市町村の体制強化に関する研究調査  
(市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と  
市町村の通告後の連携方策)

調査研究報告書

受託者

国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター

高岡昂太（受託代表者）・橋本笑穂・坂本次郎・北條大樹・鈴木聡

坂上佐知子・山本直美・先光毅士・佐藤瑛洋・古川結唯

検討委員

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所

山本恒雄

昭和女子大学

永野 咲

日本大学（危機管理学部）

鈴木 秀洋

東京医科歯科大学

伊角 彩

国立がん研究センター 特任研究員

安藤 絵美子

オクラホマ大学児童虐待センター

山岡 祐衣

中野区子ども家庭支援センター

田中 淳一

神奈川県子ども家庭課

稲葉 史恵

神奈川県中央児童相談所

佐藤 和宏

東京都児童相談センター事業課

大友 桂子

大阪府吹田子ども家庭センター

福田 滋

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室北部児童相談所

出路 幸夫

千葉県市川児童相談所

渡邊 直

横手市役所市民福祉部子育て支援課

大沼 吹雪

奈良市子ども未来部子育て相談課

東浦 一郎

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課児童環境班

多田 基哉

大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課

柏木 隆子

(発行元情報)

国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター

〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-7

産業技術総合研究所臨海副都心センター別館 (バイオ・IT 棟)

高岡昂太 (研究班代表者)

## 目次

1. 総合要約 .....	4
2. 背景と目的 .....	7
3. 調査の構成と内容 .....	9
4. 調査結果 .....	11
4.1 自治体の基本情報 .....	11
4.2 協働のための仕組みの整備状況 .....	13
4.3 協働実態 .....	18
4.4 自治体タイプ分類 .....	29
5. 考察 .....	41
6. ツール1 「児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集」 .....	50
7. ツール2 「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手 引き（案）」 .....	58
8. ツール3 「市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）」 .....	71
9. 総合考察 .....	78
10. 引用文献 .....	84
11. 補足資料1 「調査設問票」 .....	85
12. 補足資料2 「要保護児童対策地域協議会の効果的な運営のための方策につ いて」 .....	106

# 1. 総合要約

全国の児童相談所、市区町村で児童虐待対応を担当する部署に対して、児童相談所と市区町村の協働を支えるためのルールや仕組みの整備状況、協働の実態についてアンケート調査を実施した。

協働する際の共通言語となるリスクアセスメントツールの運用は、多くの組織でなされており、児童相談所の 94.6%、市区町村の 62.0%が「運用している」と回答した。ただし、リスクアセスメントツールを、児童相談所と市区町村で共通利用しているのは、児童相談所の 65.3%、市区町村の 47.8%にとどまった。また、児童虐待対応において、児童相談所と市区町村間で機関間協定書を交わしているのは、全体の 14.6%と少数であった。また、児童相談所への事案送致、市区町村への事案送致、いずれについても、全体の約 7 割が、「判断基準も意思決定の手順も組織内で明文化されていない」と回答した。

所属組織で担当しているケースを要保護児童対策地域協議会（以降、「要対協」とする）に登録する基準については、約 65%の回答者が「明示されていない」と回答した。所属組織で担当ケースのうち何割を要対協に登録しているかについては、約半数が「8 割以上」と回答した。一方で、児童相談所の 14.7%、市区町村の 11.9%は、所属組織で担当するケースの 2 割未満しか要対協に登録していなかった。また、児童相談所の 82.7%、市区町村の 74.3%が「要対協に登録することなく、児童相談所と市区町村で、合同でケース管理をすることがある」と回答した。

児童相談所と市区町村の連携実態については、回答者全体の 11.4%が「非常にうまくいっている」、70.8%が「どちらかといえはうまくいっている」と回答した。協働を「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の 4 つプロセスに分けて、各プロセスがうまくいっているかどうか、および、各プロセスにおいて困っていることについて調査を行った。その結果、回答パターンはおおきく、児童相談所で 4 タイプ（以降、「児相タイプ」と略記する）、市区町村で 5 つのタイプがあった。また、ベイジアンネットワークを用いた推論では、いくつかの児相タイプと市区町村タイプの間のつながりが示された。

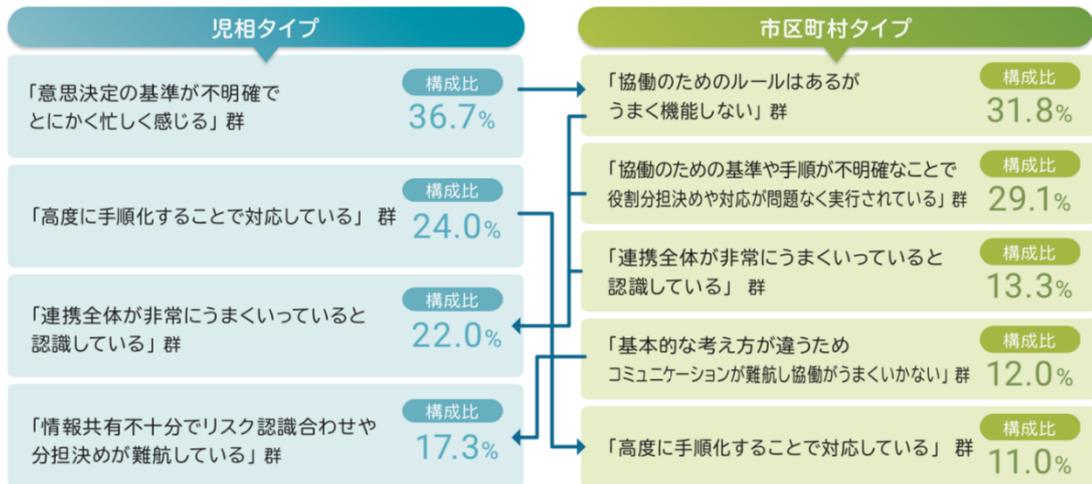


図1：ベイジアンネットワークが示す児相タイプと市区町村タイプのつながり

回答者が「協働がうまくいっている」と回答していても、その協働の実態は様々であり、複数のパターンがあることがわかった。

例えば、上の図のように、市区町村のタイプが、市区町村タイプ1「協働のためのルールはあるがうまく機能しない」、市区町村タイプ2「協働のための基準や手順が不明確なことで役割分担決めや対応が問題なく実行されている」、市区町村タイプ3「連携全体が非常にうまくいっていると認識している」である場合に、児相タイプ3「連携全体が非常にうまくいっていると認識している」が表出する傾向が示された。これは、児童相談所が「協働がうまくいっている」認識する状態に、以下のような全く異なるパターンが含まれていることを示唆している。

- ①市区町村の体制に対して厳しい協働の基準や手順を設定し、市区町村に負担がかかっている状態。市区町村側は協働がうまくいっているとは感じていない。
- ②協働の基準や手順を明確にしないことで、互いの状況に応じて柔軟に分担している状態。
- ③児相が、市区町村の依頼やケースを引き受ける余力があり、児相が引き受けることで対応が問題なくできている状態。

回答者は「役割分担決めがうまくいく」「自組織への事案送致がスムーズに実行される」ときに「協働がうまくいっている」と回答する傾向があった。また、児童相談所においては「意思決定や支援に必要な情報が過不足なく共有されること」も協働がうまくいっていると感じるうえで、重要な要素であった。

児相タイプ市区町村タイプそれぞれの特徴やタイプ間のつながりから、市区町村と児童相談所の協働状況には、下のような5つがあると考えられる。



図 2：児童相談所と市区町村の 5 つの協働状況

本事業では、全国の自治体に上記のような全く異なる協働状況が混在していることを前提に、市区町村と児童相談所の効果的な連携を進めるための仕組みを検討し、以下の 3 つのツールを作成した。

- 1) 「児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集」
- 2) 「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」
- 3) 「市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）」

## 2. 背景と目的

子どもに対する重大な権利侵害である児童虐待への対応には、様々な機関の協働が不可欠である。特に、専門的な知識および技術が必要な相談に応じる機関であり、立ち入り調査や一時保護などの介入ができる児童相談所と、地域での継続的な支援を担う市区町村が、それぞれの特性を活かし効率的、効果的に協働することは、子どもの最善の利益を優先しながら、子どもとその家庭が地域で生活できる基盤を構築するうえで、極めて重要である。

児童相談所と市区町村の連携強化に向けては、既に、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の中で、新たに市区町村支援を専門とする児童福祉司を配置することが明示されている。また、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめや閣僚会議決定では、要対協の活性化やリスクアセスメントの共通化などを図ることにより、市区町村、児童相談所を含む地域の情報共有システムと連携体制を強化する、としている。市区町村/要対協/児童相談所が担う機能や役割など具体的な連携のあり方については、「子ども虐待対応の手引き」(厚労省平成 25 年 8 月改訂版) および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(厚労省平成 29 年 3 月) 等で指針が示されている。しかし、自治体によって、地理的状況や支援リソースなど、家庭や支援者の置かれている環境が異なっていることもあり、具体的な連携方法や連携における課題は自治体によって様々である。

例えば、児童相談所と市区町村の協働については、既に「子ども虐待対応の手引き」(厚労省平成 25 年 8 月改訂版) および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(厚労省平成 29 年 3 月) 等で示されているように、リスクの程度に応じて、市区町村と児童相談所が分担をすることとなっている。自立的な養育が可能な家庭の虐待予防や虐待の早期発見対応などの比較的リスクの低いケースは市区町村が、分離保護が必要なリスクの高いケースは児童相談所が、軽～中度虐待のケースについてはケースに応じて市区町村または児童相談所が対応を行うとされている。

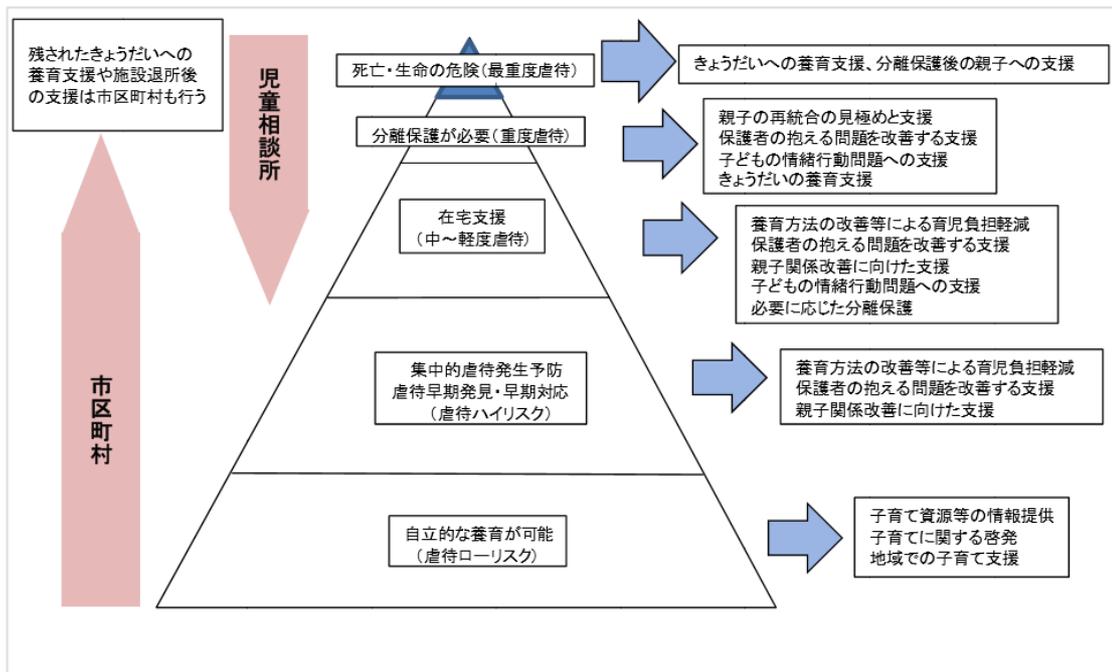


図3：「子ども虐待対応の手引き」(厚労省平成25年8月改訂版)より抜粋

リスクの重篤度に応じて児童相談所と市区町村で役割分担することが示されているものの、実際には、ケースのリスクに対する認識が児童相談所と市区町村で一致せず、援助方針や役割分担がスムーズに決まらない自治体がある。一方で、ケースのリスクに対する認識を合わせるために、児童相談所と市区町村で共通のリスクアセスメントシートを使用するなど、協働についての基準や具体的な手順も含めて書面にしている自治体もある。このように、児童相談所と市区町村の協働状況が全国様々であることは既に分かっているものの、具体的にどのような点がどのように異なっているかについては、現状明らかになっていない。

本研究では、全国の自治体に対して、協働のための仕組みの整備状況と協働の実態について調査を行う。まずはデータに即して、自治体の協働状況がどのような点でどの程度違っているかを明らかにする。その上で、自治体の状況ごとにどのような仕組みやルールが協働推進に効果がありそうかについて考察し、市区町村と児童相談所の効果的な連携について、既に示されている指針が、多様な自治体の実態に沿った方法で実装されていくための仕組みを検討する。

### 3. 調査の構成と内容

#### ◎調査の目的

本調査の目的は、児童虐待対応における、児童相談所と市区町村の協働実態を定量的に把握し、どのような環境下で、どのような仕組みやルールがあると、協働推進に効果が見込まれるかについて考察することにある。

ただし、児童相談所と市区町村の協働実態といっても、「協働」の範囲は非常に広く、定義することが難しい。そこで、本研究では個別事例や担当者個人の違いなどの、個別具体性からは一旦離れ、協働状況についての大まかな特徴とそのパターンを掴むことを念頭に調査を設計した。

児童虐待対応における協働を、「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の4つのプロセスに分け、それぞれどのような点がどの程度うまくいっているか、あるいは、うまくいっていないかについて調査を行った。その上で、どのような環境下で、どのような仕組みを整備することが、協働のどのような点に影響するのかについて考察した。

#### ◎調査方法

全国の児童相談所、全国の市区町村で児童虐待対応担当する部署に対し、郵送で調査協力依頼を行った。郵送物に、WEBアンケートのURLと回答画面ログイン用のID・パスワードが記載された資料を同封し、回答者はWEBアンケートから回答を行った。

#### ◎調査の構成

調査はおおきく3つの設問群から構成される。

##### 1) 自治体の基本情報

- ・18歳未満人口
- ・回答者の所属組織（児童相談所か、市区町村の児童虐待対応担当部署か）
- ・指定都市や中核市に該当するか
- ・児童虐待対応件数
- ・職員の数

##### 2) 協働のための仕組みの整備状況

- ・リスクアセスメントシートの運用状況
- ・機関間協定書の締結有無と運用状況
- ・事案送致の運用ルールの有無と運用実態
- ・要対協に関するルールの整備状況と運用実態

- ・協働推進担当者の有無と業務内容
- ・情報共有の手段

### 3) 協働実態

- ・情報共有がうまくいっているか、情報共有において困っていること
- ・リスク重篤度の認識合わせがうまくいっているか、リスク重篤度の認識合わせにおいて困っていること
- ・役割分担決めがうまくいっているか、役割分担決めにおいて困っていること
- ・役割分担に沿った対応がうまくいっているか、役割分担に沿った対応において困っていること
- ・事案送致がうまくいっているか、事案送致において困っていること
- ・協働全体がうまくいっているか (※注釈1)

◎調査期間：2019年10月28日～2019年11月20日

◎調査対象：全国の児童相談所 215 箇所、全国の市区町村で児童虐待対応を担当することが確認できた部署 1894 箇所

#### ◎倫理審査

研究受託代表者が所属する組織にて、「倫理審査申請が必要かどうか」を示す事前申請制度を利用し、倫理審査の要否判定を行った結果、倫理審査不要(非該当)の結果となった。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間工学実験委員会 事前申請

整理番号：人 2019-985 (新規)

実験課題名：児童虐待対応にかかる市町村の体制強化に関する研究調査

判定結果：人間工学実験審査申請非該当

※注釈1：よい協働とは、本質的には「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証することに寄与するような協働」であろう。本研究では、そういった状態が実現する前提として、児童相談所と市区町村の担当者が、うまく協働できていると認識できる状態があると仮定し「連携がうまくいっていると感じるか」という回答者の主観を問うている。

## 4. 調査結果

### 4.1 自治体の基本情報

回答組織は、次の通り。

- ・児童相談所 150 件（回答率 69.8%）うち 15 件は要対協調整機関であると回答
- ・市区町村 580 件（回答率 30.6%）うち 18 件は要対協調整機関ではないと回答

都市区分は、次の通り。

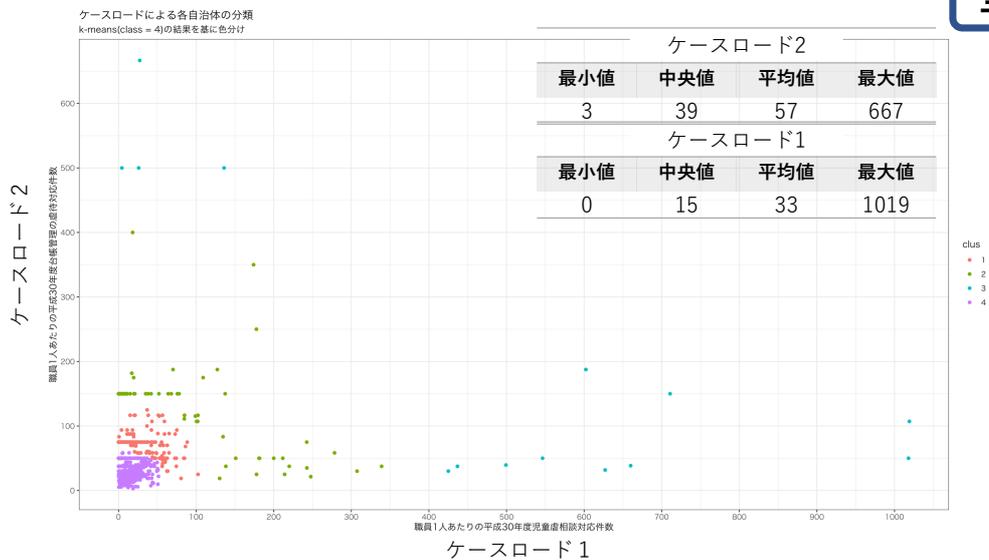
- ・指定都市 72 件（内訳：児相 23 件、市区町村 49 件）
- ・中核市 38 件（内訳：児相 5、市区町村 33 件）
- ・指定都市中核市以外 620 件（内訳：児相 122 件、市区町村 498 件）

ケースロード（ケースワーカーが受け持つ一人当たりのケースの数）は、平成 30 年度児童虐待相談対応件数と平成 30 年度台帳管理の児童虐待対応件数(継続中含む)から算出した。

・ケースロード 1 は、(常勤・非常勤問わない)職員 1 人あたりの平成 30 年度児童虐待相談対応件数である。具体的には、設問 4（平成 30 年度の児童虐待相談対応件数） / 設問 6（児童や保護者への支援、関係機関との調整等の業務に従事する職員の人数）で算出した。

・ケースロード 2 は、(常勤・非常勤問わない)職員 1 人あたりの平成 30 年度台帳管理の児童虐待対応件数(継続中含む)である。具体的には、設問 5（平成 30 年度、所属組織の虐待に関する台帳に載せて管理していた児童虐待対応件数） / 設問 6（児童や保護者への支援、関係機関との調整等の業務に従事する職員の人数）で算出した。ただし、設問 5 は「200 件以上 500 件未満」のような選択形式の設問であるため、算出に際しては、カテゴリの中央値（例：200 以上・500 未満 → 350）を使用した。

全件



見相・市区町村別

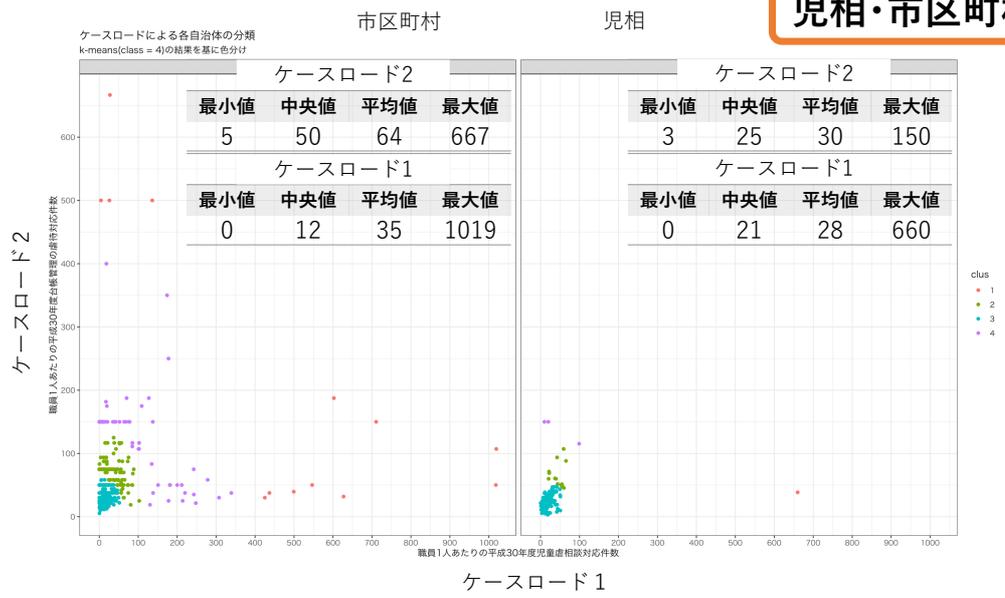


図4：ケースロード比較

ケースロードは、ケースロード1・ケースロード2、いずれの指標で確認した場合も、見相・市区町村ともに非常にばらつきが大きかった。

## 4.2 協働のための仕組みの整備状況

### リスクアセスメントシートの運用状況

協働をする際の共通言語となるリスクアセスメントシートの運用は、多くの組織でなされており、児童相談所の 94.6%、市区町村の 61.9%が「運用している」と回答していた。ただし、リスクアセスメントシートを、児童相談所と市区町村で協働運用しているのは、児童相談所の 65.3%、市区町村の 47.6%にとどまった。

設問7：リスクアセスメントシートの運用をしていますか？

設問10：リスクアセスメントシートを市区町村と児相間で共通利用しているか？

		Q7	
		リスクアセスメント 運用あり	リスクアセスメント 運用なし
Q10	児相	98(65.3%)	
	共通利用なし	44(29.3%)	8(5.3%)
		Q7	
		リスクアセスメント 運用あり	リスクアセスメント 運用なし
Q10	市町村	276(47.6%)	
	共通利用なし	83(14.3%)	221(38.1%)

図5：リスクアセスメントシートの運用状況

### 機関間協定書の締結と事案送致のルール整備状況

児童相談所と市区町村間で機関間協定書を交わしているのは、全体の 14.8%と少数であった。書面などを通じた具体的な取り決めがなされていないこともあるためか、児童相談所への事案送致、市区町村への事案送致、いずれも、全体の約 7 割が、判断基準も意思決定の手順も明文化されていなかった。

児童相談所から市区町村への事案送致について  
 設問17：判断基準は明文化共有されているか？  
 設問18：意思決定の流れは明文化共有されているか？

児相 ↓ 市区町村		Q17	
		判断基準明確	判断基準不明確
Q18	意思決定プロセス明確	185 (25.3%)	12 (1.64%)
	意思決定プロセス不明確	26 (3.56%)	507 (69.4%)

図6：児相から市区町村への事案送致に関するルール

市区町村から児童相談所への事案送致について  
 設問21：判断基準は明文化共有されているか？  
 設問22：意思決定の流れは明文化共有されているか？

市区町村 ↓ 児相		Q21	
		判断基準明確	判断基準不明確
Q22	意思決定プロセス明確	168 (23.0%)	16 (2.19%)
	意思決定プロセス不明確	24 (3.29%)	522 (71.5%)

図7：市区町村から児相への事案送致に関するルール

#### 要対協に関するルールの整備状況

所属組織が担当しているケースを要対協に登録する基準について、児相・市区町村ともに6割以上が「組織内で基準が明示されていない」と回答した。

設問25：所属組織の担当ケースを要対協に登録する基準は明示されているか？

		Q25	
		要対協 判断基準明確	要対協 判断基準不明確
Q1	児相	53 (35.3%)	97 (64.7%)
	市区町村	194 (33.4%)	386 (66.6%)

図8：要対協への登録基準

所属組織の担当ケースのうち何割を要対協に登録しているかについては、約半数が8割以上を登録していると回答している。ただし回答内容にばらつきが多く、児童相談所の14.7%、市区町村の11.9%は「2割未満」であった。また、児童相談所の82.7%、市区町村の74.3%が「要対協に登録することなく、児童相談所と市区町村で、合同でケース管理をすることがある」と回答した。

設問26：所属組織が担当ケースのうち、何割を要対協に登録しているか？

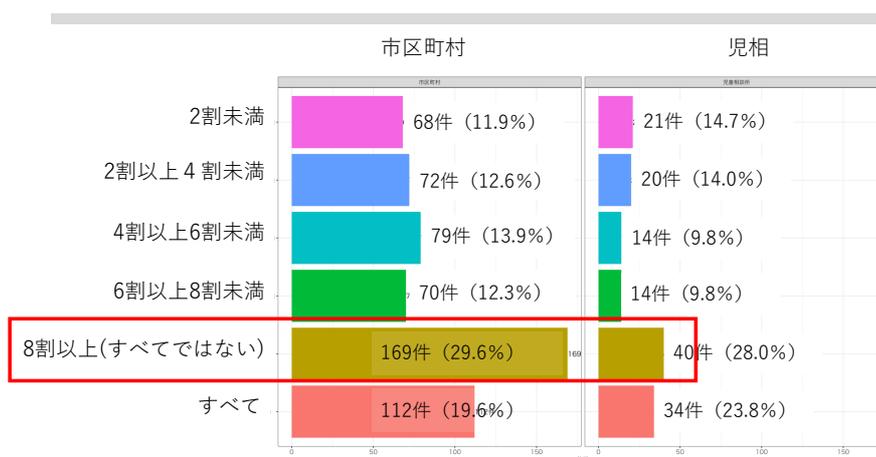


図9：要対協への登録状況

設問27：要対協に登録せずに、児童相談所と市区町村で合同でケース管理することはあるか？

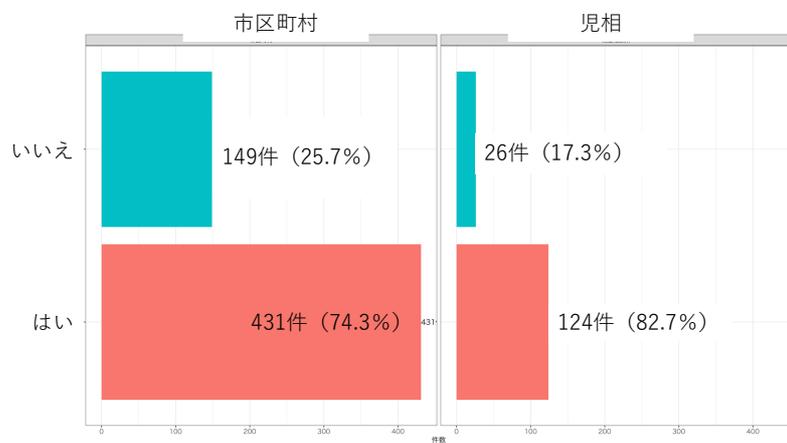


図 10：要対協に登録しない場合における児相と市区町村の合同ケース管理の状況

要対協における、主担当の決定や終結基準については、全体の7割以上が「組織内で明文化共有されていない」と回答した。

要対協におけるルール

設問29：主担当組織を決める基準は明文化共有されているか？

設問30：要対協ケースとしての終結基準は明文化共有されているか？

		Q29	
		主担当基準 明確	主担当基準 不明確
Q30	終結基準明確	81件 (11.1%)	73件 (10.0%)
	終結基準不明確	41件 (5.6%)	535件 (73.3%)

図 11：要対協におけるルール

## 協働推進担当者の有無と業務内容

所属組織または協働先の組織において、市区町村の要対協調整担当者以外で、児童相談所と市区町村の協働推進を担う担当者が配置されているかについて、回答者の 84.2%が「配置なし」と回答した。一方で、15.8%が「配置あり」と回答した。回答者の 7.5%は「ケースを担当しない者を配置している」と回答した。

設問33：ご回答者様の所属組織または協働先の組織において、市区町村の要対協調整担当者以外で、児童相談所と市区町村の協働推進を担う担当者が配置されていますか？（他業務との兼務であっても可）（回答必須）

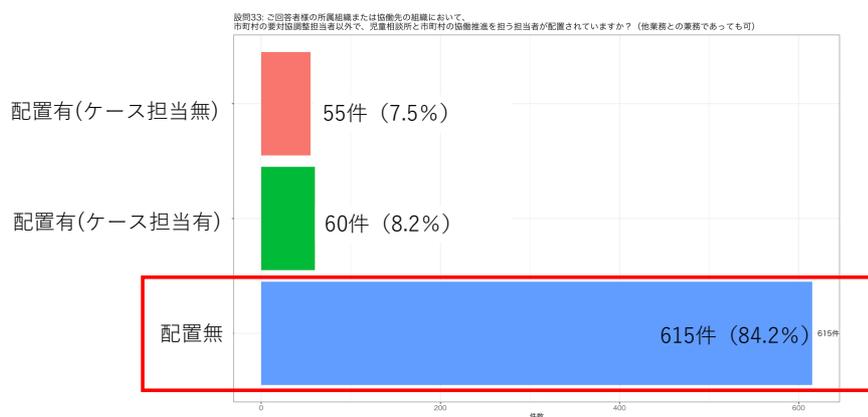


図 12：協働推進を担う担当者の配置状況

協働推進担当者の業務としては、次のようなものがあった。

- ・市区町村職員の支援
  - ・市区町村への SV、ケース会議の進行サポート
  - ・市区町村職員向けの研修実施
- ・要対協の企画・運営に関する技術的助言・支援
- ・市区町村との連携強化を目的とした連絡会の主催
- ・連携窓口となる
  - ・児童相談所との連絡調整
  - ・児童相談所からの事案送致に対応
- ・短期派遣や研修の受入れ

## 情報共有の手段

児童相談所と市区町村での情報共有の手段として最も利用されているのは「電話」で、次に多かったのは「対面で会話」であった。

設問35：児童相談所と市区町村での情報共有の手段

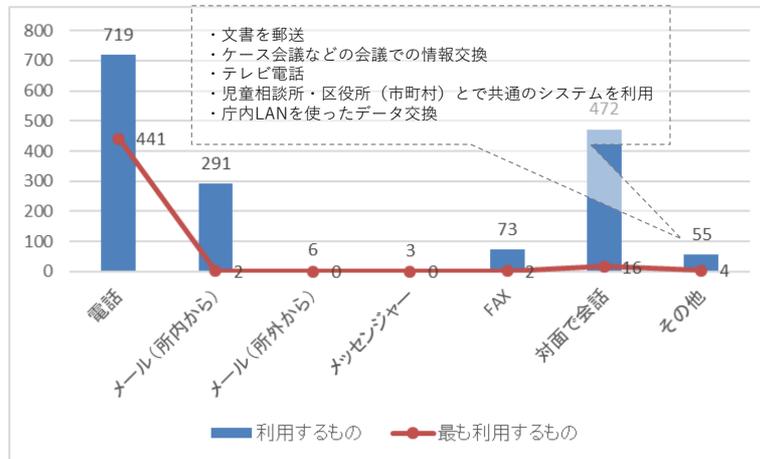


図 13：情報共有の手段

### 4.3 協働実態

児童相談所と市区町村の協働実態といっても、「協働」の範囲は非常に広い。そこで、本研究では個別事例や担当者個人の違いなどの、個別具体性からは一旦離れ、協働状況についての大まかな特徴とそのパターンを掴むことを念頭に調査を設計した。

協働とは、複数の主体者が共通の目標に向かって協力して共に働くことである。つまり、なにかを実行する以前に、共通の目標が設定される必要があり、主体者は、その目標を実現するための役割分担を決め、決定事項を実行する。

児童虐待対応における協働とは、次の1)から4)を繰り返すことといえるだろう。

- 1) 児童や家庭についての情報を共有し、ケースのアセスメントを行う
- 2) 児童の安全を守り、健全な養育環境を保障するための具体的な支援目標や計画を立てる
- 3) 互いの組織の機能や特性を踏まえて、支援計画に適した役割分担を決定する
- 4) 決定した役割分担に沿った支援を行う

本調査では、児童虐待対応における協働を「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の4つのプロセスに分け、それぞれどのような点が

どの程度うまくいっているか、あるいは、うまくいっていないかについて調査を行った。ただし本調査では「うまくいっている/うまくいっていない」については、回答者の主観に関する回答を求めた。

よい協働とは、本質的には「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証することに寄与するような協働」であろう。しかし、本研究では、そういった状態が実現する際に、児童相談所と市区町村の担当者が「うまく協働できている」と認識する状態があるだろうと仮定した。回答者が「連携がうまくいっている」と回答していることと、実際に協働がうまくいっていることや協働相手も「連携がうまくいっている」と感じていることとのつながりについては、以降の調査結果の中で報告する。

児童相談所と市区町村の連携全体については、回答者全体の11.4%が「非常にうまくいっている」、70.8%が「どちらかといえばうまくいっている」と回答した。

設問80：連携全体はうまくいっていますか？（回答必須）

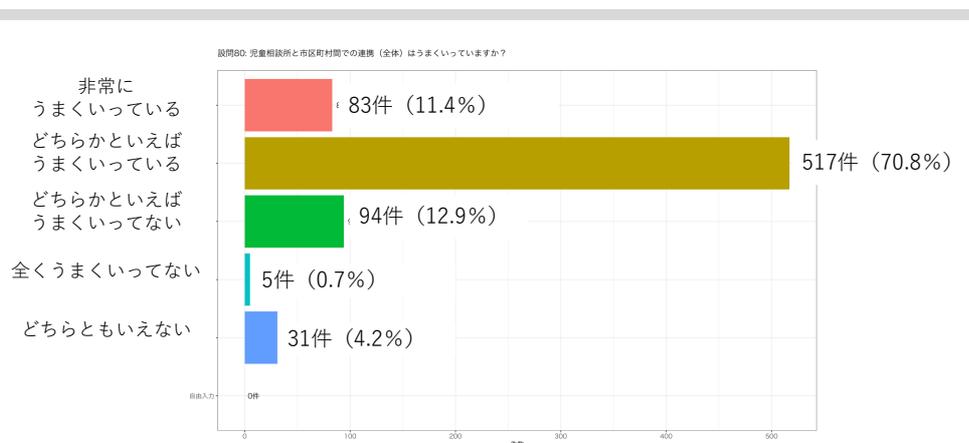


図 14：連携全体がうまくいっているかについての回答

個別ケース対応と要対協実務者会議それぞれについて、「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の各プロセスがうまくいっているかどうかについて調査した。その結果、いずれの設問においても「どちらかといえばうまくいっている」という主旨の回答が最多であった。

個別ケースの連携において / 要対協実務者会議において

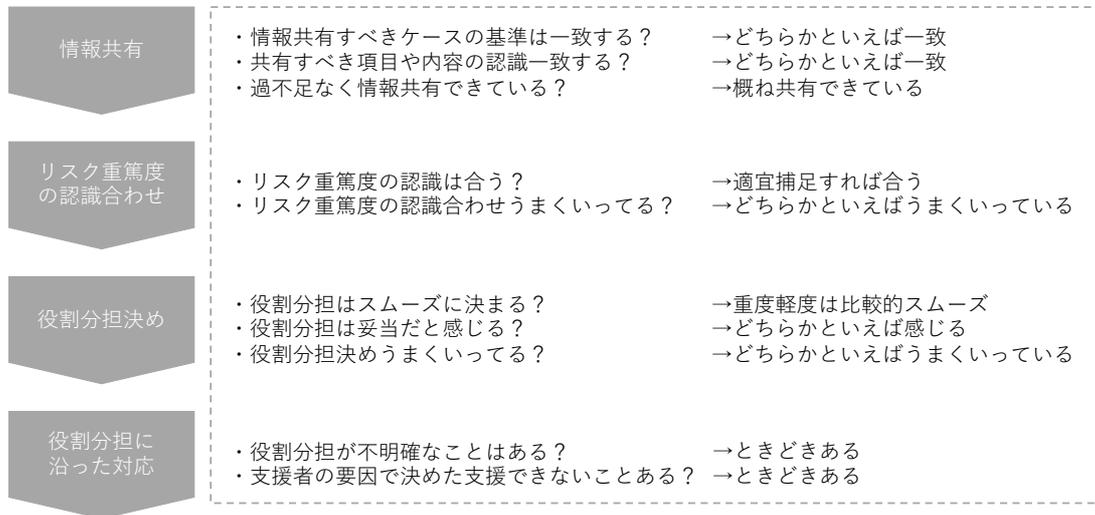


図 15：協働の各プロセスについての設問と最も多かった回答の概要

また、「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の各協働プロセスにおいて現在困っていることについても、該当すること（複数回答）と最も該当すること（単数回答）を調査した。結果は次のとおりである。

個別ケース対応における「情報共有」に関する困りごと

設問40：個別ケースの対応における、児童相談所と市区町村間での情報共有で、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。(▽: 最も該当)

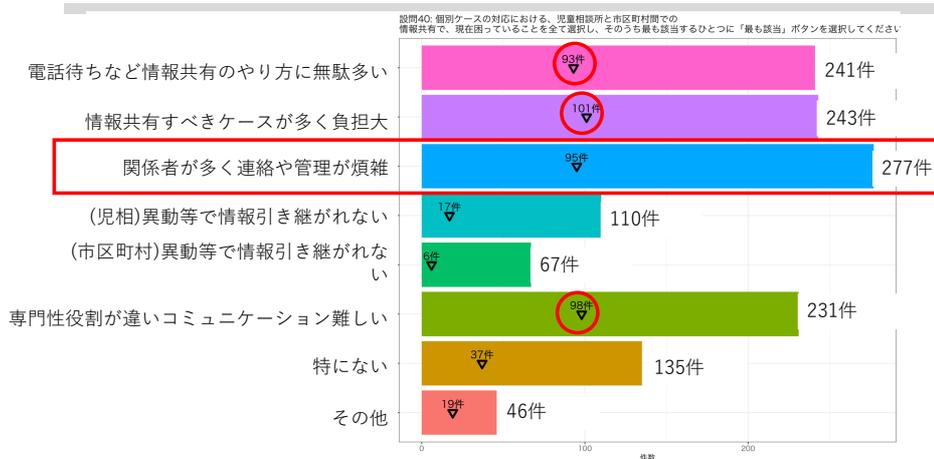


図 16：個別ケース対応における情報共有の困りごと

「関係者が多く連絡や管理が煩雑」「情報共有すべきケースが多く負担が大きい」「電話待ちなど情報共有のやり方に無駄が多い」など、情報共有にかかる手間や負担の重さについての困り感が目立った。

### 実務者会議における「情報共有」に関する困りごと

設問45：要対協実務者会議における、児童相談所と市区町村間での情報共有で、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。(▽: 最も該当)

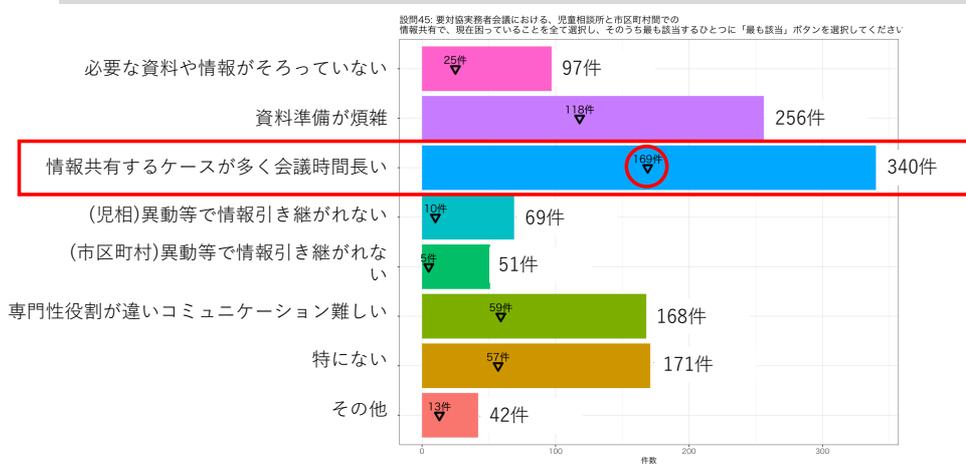


図 17：実務者会議における情報共有の困りごと

複数回答と単数回答（最も該当）のいずれにおいても、「情報共有するケースが多く会議時間が長い」が最多であった。

## 個別ケース対応における「リスク重篤度の認識合わせ」に関する困りごと

設問49：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合わせで現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。(▽: 最も該当)

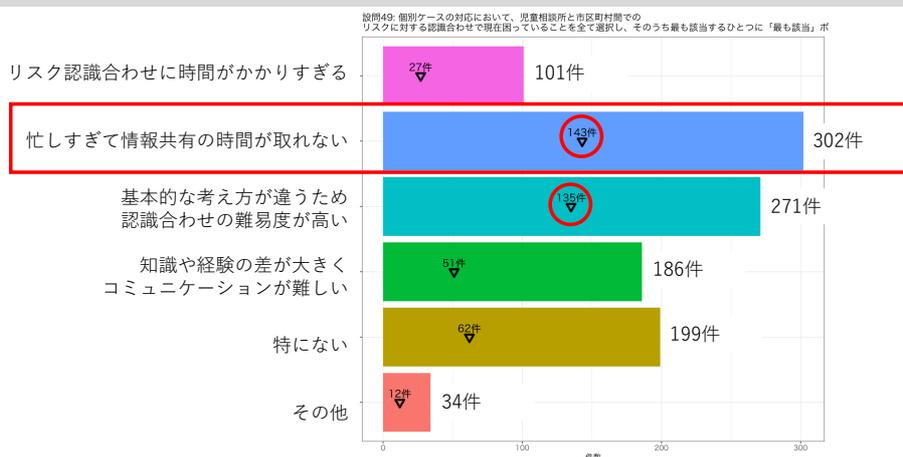


図 18：個別ケース対応におけるリスク認識合わせの困りごと

「忙しすぎて情報共有の時間が取れない」という時間的な負担に関する回答が最も多く、次いで、「基本的な考え方が違うため認識合わせの難易度が高い」というコミュニケーションの難しさについての回答が多かった。

## 実務者会議における「リスク重篤度の認識合わせ」に関する困りごと

設問53：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合わせで現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。(▽: 最も該当)

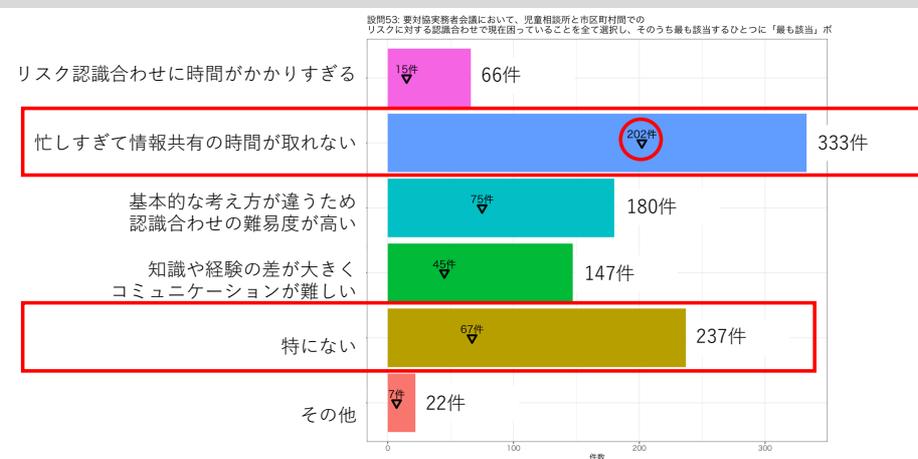


図 19：実務者会議におけるリスク認識合わせの困りごと

「忙しすぎて情報共有の時間が取れない」が最も多く、次に多いのは「特にない」であった。時間的な制限についての回答が最も多い一方で、特に困り感を感じていない回答者も多くいた。全く違う協働状況にある回答者が混在していることがわかる。

**個別ケース対応における「役割分担決め」に関する困りごと**

設問58：個別ケースの対応における、児童相談所と市区町村間での役割分担決定において、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。(▽: 最も該当)

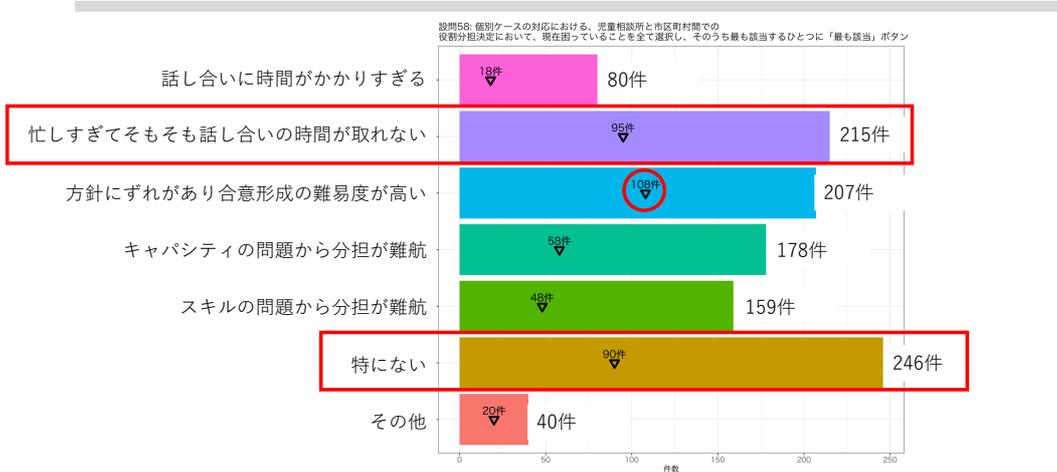


図 20：個別ケース対応における役割分担決めの困りごと

最も多い回答は「特にない」、次に多いのは「忙しすぎてそもそも話し合いの時間が取れない」であった。最も困っていること（単数回答）は、「方針にずれがあり合意形成の難易度が高い」が最多であった。特に困り感なく協働できている回答者群、話し合いの時間確保すら難しいほどに忙しさを感じている回答者群、方針にずれがあり合意形成が難しいと感じている回答者群など複数の協働状況があることがわかる。

## 実務者会議における「役割分担決め」に関する困りごと

設問63：要対協実務者会議における、児童相談所と市区町村間での役割分担決定において、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。(▽: 最も該当)



図 21：実務者会議における役割分担決めの困りごと

要対協実務者会議での役割分担決めにおいては、特に困り感のない回答者が最も多かった。次いで多かったのは、「方針にずれがあり合意形成の難易度が高い」であった。最も困っていること（単数回答）は、「方針にずれがあり合意形成の難易度が高い」が最多であった。特に困り感なく協働できている回答者群がある一方で、合意形成に苦戦している回答群がある。

## 個別ケース対応における「役割分担に沿った対応」に関する困りごと

設問67：個別ケースの対応において、決定した役割分担に沿った対応を行う上で現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。(▽: 最も該当)

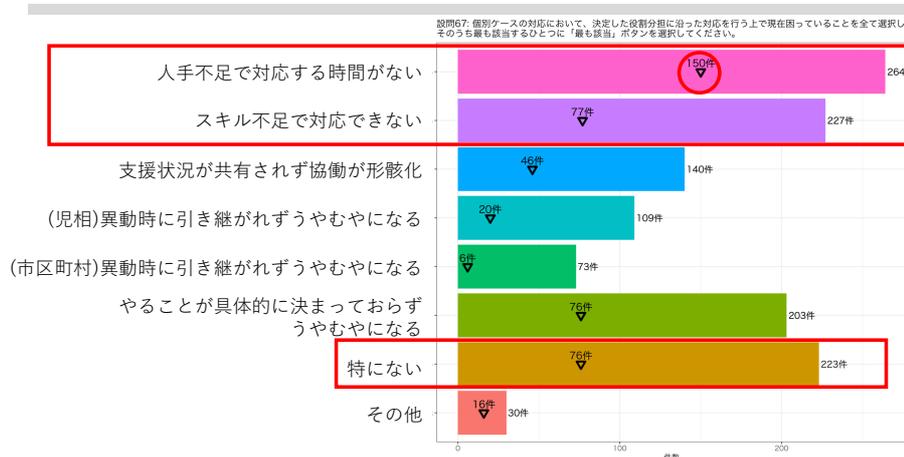


図 22：個別ケース対応における役割分担に沿った対応に関する困りごと

最も多かったのは「人手不足で対応する時間がない」、次いで「スキル不足で対応できない」と「特にない」であった。人手不足や時間の制約により、決定された役割分担に沿った対応ができない回答者群がある一方で、特に困りごと感なく決定に沿った対応が実行されている回答者群があることがわかる。

## 実務者会議における「役割分担に沿った対応」に関する困りごと

設問71：要対協実務者会議において決定した役割分担に沿った対応を行う上で現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。(▽: 最も該当)



図 23：実務者会議における役割分担に沿った対応に関する困りごと

特に回答が多かったのは、「特にない」と「人手不足で対応する時間がない」であった。決定した役割分担に沿った対応が難しいほどに慌ただしい自治体がある一方で、特に困り感がない自治体もある。自治体によって全く状況が異なっていることがわかる。

### 「協働全体がうまくいっている」という回答について

「協働全体がうまくいっている」という回答に関連する要因を検討するため、2つの多変量解析を行った。解析手法として、Lasso 回帰と決定木分析を用いた。(手法については後述)

Lasso 回帰を用いた分析の結果、「個別ケース対応において分担決めがスムーズである」と回答された場合ほど「協働全体が非常にうまくいっている」と回答される傾向が示された。「協働全体が非常にうまくいっている」という回答に関連する他の要因としては、推定された影響度が強い順に、「個別ケースの対応において、リスクの重篤度についての認識が合いやすい」「個別ケースの対応において、共有すべき情報の項目や内容の基準があっている」「個別ケースの対応において、分担決めがうまくいっている」「最も使用する情報共有の手段が「対面」である」であった。(注釈：「対面で情報共有すれば協働がうまくいく」という意味ではない)

設問80：児童相談所と市区町村間での連携全体が「非常にうまくいっている」と回答することに関連する変数

特徴
個別ケースの対応において分担決めがスムーズである
個別ケースの対応においてリスクの重篤度についての認識が合いやすい
個別ケースの対応において、共有すべき情報の項目や内容の基準があっている
個別ケースの対応において、分担決めがうまくいっている
最も使用する情報共有の手段が「対面」である

図 24：「連携がうまくいっている」という回答に関連のある項目

**Lasso 回帰とは**、「機械学習」と呼ばれる高度なデータ解析技術のひとつである。膨大なデータ項目の中から、注目して扱いたい対象情報と数量的に関係のある項目を抽出することができる。本事業では、「協働全体が非常にうまくいっている」に該当することと関連する情報を、自治体の様々な記述項目の中から選抜するために使用した。

次に、決定木分析を用いて、回答パターンを把握した。その結果、「個別ケースの対応において、役割分担決めがうまくいく」「個別ケースの対応において、リスクに対する認識合わせがうまくいく」「児相から市区町村への事案送致がスムーズに実行される」と回答している場合において、「協働全体がうまくいっている」と回答する傾向が認められた。

設問80：「連携全体がうまくいっている」かどうかを分類する変数

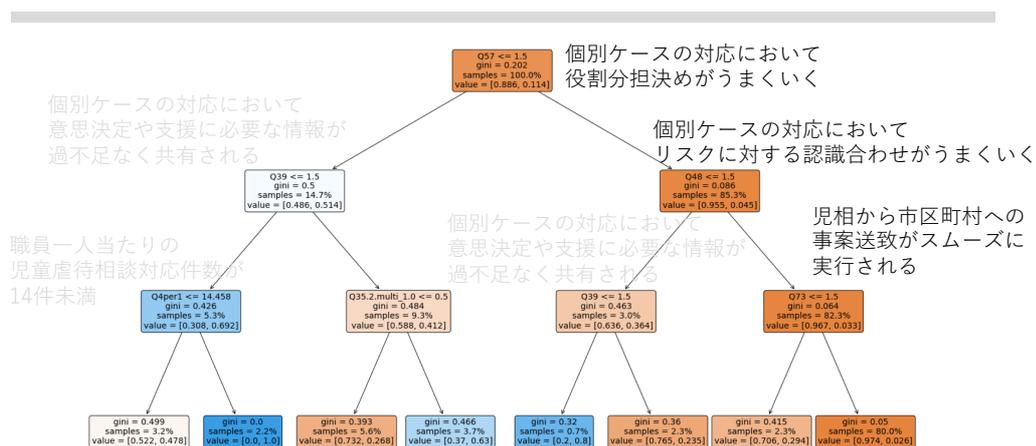


図 25：「協働がうまくいっている」という回答が多く得られる条件パターン

回答者を児童相談所に絞って同様の解析を行ったところ、回答者が児童相談所の場合においては、「個別ケースの対応において意思決定や支援に必要な情報が過不足なく共有される」「市区町村から児相への事案送致がスムーズである」「要対協実務者会議において意思決定や支援に必要な情報が過不足なく共有される」という回答をしている場合において「協働全体がうまくいっている」と回答する傾向があった。

児童相談所において、設問80：「連携全体がうまくいっている」かどうかを分類する変数

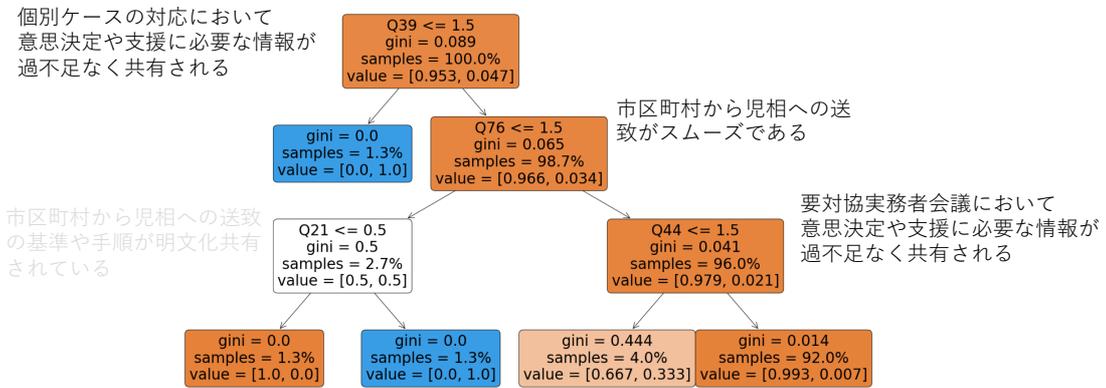


図 26：「協働がうまくいっている」という回答が多く得られる条件パターン（児相）

回答者が市区町村の場合は、回答者全体の傾向と同じく「個別ケースの対応において役割分担がうまくいく」「個別ケースの対応においてリスクに対する認識合わせがうまくいく」「児相から市区町村への事案送致がスムーズである」という回答をしている場合において「協働全体がうまくいっている」と回答する傾向があった。

市区町村において、設問80：「連携全体がうまくいっている」かどうかを分類する変数

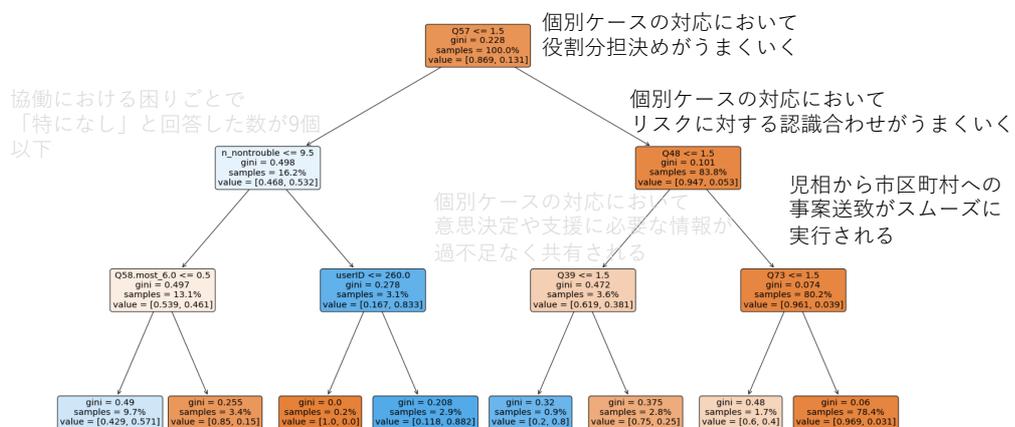


図 27：「協働がうまくいっている」という回答が多く得られる条件パターン（市区町村）

**決定木分析**とは、注目して扱いたい対象情報が観測される条件パターンを抽出する解析手法である。もっとも効果的にパターンを分割させた場合の結果を得ることができる。本事業では、「協働全体がうまくいっている」という回答が多く得られる条件パターンを把握するために用いた。

これらの2つの多変量解析の結果から、「**協働がうまくいっている**」という回答は、「**役割分担決めがうまくいくこと**」と「**自組織への事案送致がスムーズに実行されること**」と密接に関係していることが分かった。また、児童相談所においては「**意思決定や支援に必要な情報が過不足なく共有されること**」も協働がうまくいっていると感じるうえで、**重要な要素といえる。**

#### 4.4 自治体タイプ分類

回答内容を pLSA (probabilistic Latent Semantic Analysis : 確率的潜在意味解析法) を用いてクラスタ分けしたところ、回答パターンはおおきく、児童相談所で4タイプ、市区町村で5のタイプあった。

**pLSA (probabilistic Latent Semantic Analysis : 確率的潜在意味解析法)**とは、複数次元のデータから、その背景にある特徴(潜在クラス)を統計的に抽出し、よりシンプルなグループに集約する手法のことである。今回の解析では、回答者と回答情報から、似ているタイプを抽出し、いくつかのグループに分類した。

##### 自治体タイプ一覧

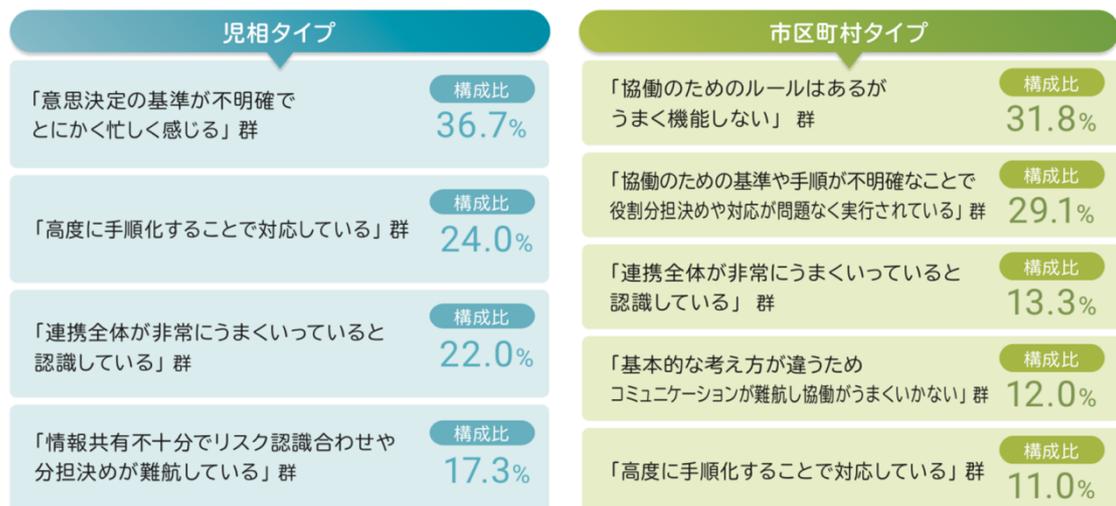


図 28 : 自治体タイプ一覧

児童相談所や市区町村が、必ずいずれか1つのタイプに該当するという意味ではない。ひとつの自治

体が、複数のタイプの特性をそれぞれ何%か兼ね備えていることを念頭にタイプ分けを行っている。記載している構成比は、回答者を最も合致度が高いタイプに区分した際の割合である。

各タイプについて

- ①自治体の基礎情報
  - ②他のタイプと比較してそのタイプに特徴的な回答内容や属性
  - ③当該タイプに属することとつながりの強い回答内容や属性
- の3つの観点から整理した。3つの観点の詳細は次の通り。

- ① 各タイプに該当する自治体の基本情報を以下の項目で整理した。

表1：自治体の基本情報の項目

18歳未満人口の中央値	該当する回答者が回答した「所属自治体の18歳未満人口」の中央値
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	該当する回答者が回答した「平成30年度の児童虐待相談対応件数」の中央値
支援者数の中央値	該当する回答者が回答した「虐待対応に従事する支援者数（一時保護所担当職員除く）」の中央値
支援者一人あたりケース数の中央値	<p><b>児童虐待相談対応件数</b>            該当する回答者が回答した「平成30年度の児童虐待相談対応件数」を「虐待対応に従事する支援者数（一時保護所担当職員除く）」で割った値の中央値</p> <p><b>虐待に関する台帳に掲載管理している件数</b>            該当する回答者が回答した「平成30年度台帳管理の児童虐待対応件数（継続中含む）」を「虐待対応に従事する支援者数（一時保護所担当職員除く）」で割った値の中央値</p>
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	該当する回答者が回答した「所属組織が担当するケース数のうち要対協に登録するケース数の割合」について回答区分で最も回答数が多かった区分

※中央値：データを小さい順に並べた際、ちょうど中央にある値のこと。データが偶数個で、中央にあたる値が2つ存在する場合には、2つの値の平均値をとる。データのばらつきが非常に大きく平均値が、全体像を把握するのに適さない場合に有効な指標。

※最頻値：最も出現頻度の高い値のこと。

- ② pLSA を用いて、他のタイプと比較してそのタイプに特徴的な回答内容や属性を確認した。

記入例

他のタイプと比較して特徴的だった回答として、「事案送致を決定する会議を持つ時間がない」（該当確率 100%）を筆頭に、「分担決めに時間がかかりすぎる」「分担決めについて話し合う時間がない」「人手不足のため決定した支援を行う時間がない」の回答があった。

※説明文中で使われる「該当確率」とは、そのタイプとの関連の強さを表す。該当確率 100%であっても、回答をしている全ての回答者がそのタイプに所属するという意味ではない。

- ③ ベイジアンネットワークを用いて、要素間の因果関係を推定し、当該タイプに属することとつながりの強い回答内容や属性を確認した。

ベイジアンネットワークとは、確率的な推論を通じて、要素間のつながりをネットワークの図と確率変数で表現する手法のことである。要素同士のつながりとその向きから、要素間の因果関係を推論する。また「A であるときに B である確率」のような条件付き確率を用いて、要素間のつながりの強さを解釈する。

児相タイプ1 構成比 36.7% 「意思決定の基準が不明確でとにかく忙しく感じる」群

18歳未満人口の中央値	80119.0人
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	462.0件
支援者数の中央値	25.0人
18歳未満人口一人当たりの支援者数の中央値	3.4人
支援者一人あたりケース数の中央値	児童虐待相談対応件数 20.0件 虐待に関する台帳に掲載管理している件数 21.4件
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	「6割以上8割未満」

図 29：児相タイプ 1

他のタイプと比較して特徴的だった回答として、「事案送致を決定する会議を持つ時間がない」（該当確率 100%）を筆頭に、「分担決めに時間がかかりすぎる」「分担決めにについて話し合う時間がない」「人手不足のため決定した支援を行う時間がない」の回答があった。

ただし、一人あたりケース件数を確認すると、他のタイプと比較しても決して多くない。実際のケース数の多さだけではなく、それ以外の何らかの要因から「忙しさを感じている」と推測される。

ベイジアンネットワークを用いた推論からも、本タイプと関係の強い要因として示されたのは、「業務量が”やや多い”こと（台帳管理している虐待対応件数の区分で5段階のうち4番目に多い区分を選択している）」と「児相への事案送致の判断基準を明文化共有されていないこと」であった。ケース数が多いほど本タイプに該当しやすい傾向があった。同時に、児相への事案送致の判断基準を明文化共有していないほど該当しやすい傾向が確認された。また、ケース数が多い自治体ほど、児相への事案送致の判断基準を明文化共有している傾向があった。

ケース数が多いほど、児相への事案送致の基準を明文化共有することで、本タイプに該当しにくくなる効果（すなわち、児相への事案送致の基準を明文化することによって児相の忙しさを緩和する効果）が大きい傾向があった。

以上のことから、次のようなことが起こっていると考えられる。ケース数が少ない場合には、協働における判断基準を組織間で明文化し共有されていなくても、ある程度連携がとれる可能性が高い。しかし、業務量が増えてくると、その状況では協働がうまくいかなくなり、判断基準を明確にする動きが起こってくる。本グループには、ある程度ケース数があるにもかかわらず、判断基準を明確にしておらず「忙しい」と感じている児童相談所が多く含まれていると考えられる。

児相タイプ2 構成比 **24.0%** 「高度に手順化することで対応している」群

18歳未満人口の中央値	125020.5人
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	1524.5件
支援者数の中央値	46.0人
18歳未満人口一人当たりの支援者数の中央値	3.7人
支援者一人あたりケース数の中央値	児童虐待相談対応件数 28.3件 虐待に関する台帳に掲載管理している件数 34.9件
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	「6割以上8割未満」「8割以上（すべてではない）」

図30：児相タイプ2

本タイプにおいて、他の児相タイプと比較して特徴的だった回答として、「機関間協定書を交わしており、厳密に運用」「送致の基準やフローが明確で、機能している」「送致についての研修やワーキンググループを実施」「要対協の終結基準が明確」（いずれも該当確率100%）があった。このように本タイプでは、協働を推進するための基準や手順などが定められており、それらが機能するための工夫がなされ、かつ、実際に機能していることが示唆される。

18歳未満人口、ひとりあたりケース件数ともに、児相タイプの中で最も多く、比較的大きな都市が多く含まれていると思われる。

ベイジアンネットワークを用いた推論において、本タイプと関係の強い要因として示されたのは、「児相への事案送致の意思決定の手順を明文化共有していること」と「業務量が多いこと」であった。児相への事案送致の意思決定の手順を明文化共有しているほど、本タイプに該当しやすく、ケース数が多いほど本タイプに該当しやすかった。また、児相タイプ1同様に、ケース数が多い組織ほど手順の明文化が進んでいる傾向も確認できた。すなわち、ケース数が多いほど、児相への事案送致の手順を明文化共有することで、決めたルールが遂行されやすくなる効果が大きい傾向があるといえる。

ある程度規模が大きな児童相談所で、協働を円滑に行う必要性から協働のためのルールが設定されており、加えて、その意思決定の手順まで明確に整備されている「手順化の進んだ児童相談所」が本タイプに多く含まれていると考えられる。

児相タイプ3 構成比 22.0% 「連携全体が非常にうまくいっていると認識している」群

18歳未満人口の中央値	38262.0人
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	252.0件
支援者数の中央値	14.0人
18歳未満人口一人当たりの支援者数の中央値	3.8人
支援者一人あたりケース数の中央値	児童虐待相談対応件数 19.3件 虐待に関する台帳に掲載管理している件数 26.7件
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	「8割以上（すべてではない）」

図31：児相タイプ3

本タイプに特徴的な回答として「意思決定や支援に必要な情報を過不足なく共有できている」「情報共有すればリスク認識が合い、リスク認識はうまくいっている」「どんなケースでもスムーズに分担が決まり、分担決めがうまくいっている」「連携全体が非常にうまくいっている」（いずれも該当確率100%）などがあつた。これらの回答から、情報共有し、リスクの重篤度について認識を合わせ、分担が決まるという一連の流れがスムーズに進み連携がうまくいっていることが推測される。一方で、「市区町村への事案送致の基準や手順が全く運用されていない」「市区町村への事案送致が非常にスムーズ」の回答も該当確率100%であつた。

ベイジアンネットワークを用いた推論の結果、本タイプとつながりの強い要因は、「市区町村タイプ1：協働のためのルールはあるがうまく機能しない」「市区町村タイプ2：協働のための基準や手順が不明確なことで、役割分担決めや対応が問題なく実行されている」「市区町村タイプ3：連携全体が非常にうまくいっていると認識している」であつた。

以上から、本グループに属する児童相談所は、全く異なる2つのパターンの状況にあると考えられる。

1) 本来、市区町村が主担当となるのが望ましいケースを、児相が引き受けることができ、その結果、スムーズに協働できている

2) 書面送付などの定められた手順を行うことなく、市区町村に事案送致をすることで、協働が機能している

児相タイプ4 構成比 17.3% 「情報共有不十分でリスク認識合わせや分担決めが難航している」群

18歳未満人口の中央値	59087.0人
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	308.0件
支援者数の中央値	21.0人
18歳未満人口一人当たりの支援者数の中央値	3.6人
支援者一人あたりケース数の中央値	児童虐待相談対応件数 18.7件 虐待に関する台帳に掲載管理している件数 19.6件
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	「8割以上（すべてではない）」

図 32：児相タイプ4

他のタイプと比較して特徴的だった回答として「機関間協定書を締結しているが、ほとんど運用されていない」「情報共有すべきケースや共有すべき基準が不一致」「意思決定や支援に必要な情報の共有が不十分、または、「どちらともいえない」「情報共有や補足説明をしても重篤度の認識が合わないことが多い、または、「認識があっているか不明」「リスク認識合わせがうまくいっていない」「決定した分担が妥当だと感じない」「分担決めがうまくいっていない」などの回答があった。

また、ベイジアンネットワークを用いた推論で、本タイプとつながりの強かった要因は、「市区町村タイプ4：基本的な考え方が違うためコミュニケーションが難航し協働がうまくいかない」「個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合わせがうまくいかない」であった。以上から、本タイプに属する児童相談所は、リスクや支援に関する基本的な考え方が管轄の市区町村と大きく異なっているために、情報共有も、リスクの重篤度について認識合わせも、分担決めもうまくいっていない状況にあると考えられる。

市区町村タイプ1 構成比 31.8% 「協働のためのルールはあるがうまく機能しない」群

18歳未満人口の中央値	7376.0人
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	63.0件
支援者数の中央値	4.0人
18歳未満人口一人当たり万人当たりの支援者数の中央値	5.0人
支援者一人あたりケース数の中央値	児童虐待相談対応件数 15.3件
	虐待に関する台帳に掲載管理している件数 50.0件
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	「6割以上8割未満」

図33：市区町村タイプ1

「機関間協定書を締結しているが、ほとんど運用されていない」「所属組織において終結基準は設定されているが、ほとんど運用されていない」（いずれも該当確率100%）、その他にも「忙しすぎて事案送致決定をするための会議を持つ時間がない」「人手不足のため、決定した対応を行う時間がない」「支援者のスキル不足のため、決定した対応を行うことができない」「分担決めの話し合いに時間がかかりすぎる」などが、他のタイプと比較して特徴的な回答であった。このことより、基準やルールがあるものの、忙しさやスキル不足など支援者側の要因によって、必要な会議や決定事項が実行されていないことが推測される。18歳未満人口も、支援者一人あたりケース数も、市区町村タイプで二番目に多かった。

ベイジアンネットワークを用いた推論が示した本タイプとつながりの強い要因は「児童相談所と市区町村間で決定した役割分担に沿った対応が、支援者側の要因によって行えないことがときどきある」「市区町村への事案送致を、誰がどのように決定するかについて、明文化し、組織間で共有されていない」「児相タイプ1：意思決定の基準が不明確で、とにかく忙しく感じる」であった。また、確率的な推論から、市町村への送致の意思決定の手順が明文化され共有される時、本タイプに該当しにくくなる傾向が示された。

本タイプに属する市区町村は、ある程度のケース数があり、協働のためのルールは設定されているが、具体的な意思決定の手順などが定められていないため、設定したルールが機能していないと考えられる。

市区町村タイプ2 構成比 29.1%

「協働のための基準や手順が不明確なことで役割分担が明確に決まり決定事項が問題なく実行されている」群

18歳未満人口の中央値	4315.0人
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	32.0件
支援者数の中央値	4.0人
18歳未満人口一人当たりの支援者数の中央値	7.4人
支援者一人あたりケース数の中央値	児童虐待相談対応件数 9.6件 虐待に関する台帳に掲載管理している件数 50.0件
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	「6割以上8割未満」

図34：市区町村タイプ2

「オンライン会議を時々使用する」（該当確率100%）、「決定した役割分担に沿った対応における困りごとは特にない」「決定した役割分担に沿った対応が支援者側の要因で実施できないことはほとんどない」「役割分担が不明確で分かりにくいことはほとんどない」が特徴的な回答であった。「オンライン会議を時々使用する」という回答からは、協働のための仕組みやインフラがある程度整っていることが推測される。また、役割分担は特別な問題なく、明確に決まり、決定事項も遂行できていることが分かる。

18歳未満人口が、市区町村タイプの中で最も少なく、小さな自治体が多く含まれていると考えられる。支援者一人あたりの児童虐待相談対応件数は、市区町村タイプの中では、タイプ3「連携全体が非常にうまくいっていると認識している」群に次いで少ない。

また、ベイジアンネットワークを用いた推論における、本タイプとつながりの強い要因は「要対協実務者会議において決定した役割分担が不明確で分かりにくいことはほとんどない」「市区町村への事案送致を、誰がどのように決定するかについて、明文化し、組織間で共有されていない」であった。要対協で役割分担が明確に決まるほど、本タイプに該当する傾向があり、また、市区町村への事案送致の意思決定手順が明文化共有されないほど、本タイプに該当しやすかった。つまり、市区町村への事案送致の意思決定手順が不明確なほど、役割分担が明確に決まり、決定した対応が問題なく実行されている。

以上のことから、本タイプに属する市区町村は、次のような状態にあると考えられる。比較的ケース数の少ない自治体において、担当者間に「お互いの背景が想像できる関係性」があり、また、市区町村への事案送致の意思決定手順が不明確であることから、役割分担の決定をする際に、担当者同士が互いの状況を鑑みながら“良くも悪くも”柔軟に対応することができ、結果的に役割分担が明確に決まり、決定事項が遂行されている。

市区町村タイプ3 構成比 13.3% 「連携全体が非常にうまくいっていると認識している」群

18歳未満人口の中央値	4398.5人	
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	28.5件	
支援者数の中央値	4.0人	
18歳未満人口一人当たりの支援者数の中央値	8.2人	8.4件
支援者一人あたりケース数の中央値	児童虐待相談対応件数	50.0件
	虐待に関する台帳に掲載管理している件数	
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	「8割以上（すべてではない）」	

図 35：市区町村タイプ3

「情報共有すべき項目や内容の基準が一致しており意思決定や支援に必要な情報が過不足なく共有されている」「情報共有すればリスク認識があうことが多く、リスク認識合わせがうまくいっている」「どんなケースでもスムーズに分担決め、妥当だと感じ、分担決めがうまくいっている」「役割分担が不明確で分かりにくいことは全くない」「役割分担に沿った対応が支援者側の要因で実施できないことは全くない」「事案送致は、双方向ともに非常にスムーズに実行されている」「連携全体が非常にうまくいっている」（いずれも該当確率 100%）が本タイプに特徴的な回答であった。

ベイジアンネットワークを用いた推論によると、本タイプと結びつきの強い要因として示されたのは「要対協実務者会議において、意思決定や支援に必要な情報が過不足なく共有されている」「個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間での役割分担決めがうまくいっている」であった。このタイプの回答者は、「情報共有が過不足なくされ、かつ、分担決めがうまくいっている」状況を念頭に「協働が非常にうまくいっている」と回答していると考えられる。

本タイプにおける18歳未満人口は、他の市区町村タイプと比較して少なく、18歳未満人口一人当たりの支援者数も最も多かった。虐待対応のケース数が比較的少ない規模の小さな市区町村が本タイプに多くあると考えられる。

以上のことから、本タイプには、組織間でルールが明文化され共有されていなくても協働に支障をきたさないような、比較的業務量の少ない自治体で、情報共有や分担決めがうまくいっているおり「協働が非常にうまくいっている」と感じている市区町村を多く含んでいると考えられる。

18歳未満人口の中央値	6239.0人
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	57.0件
支援者数の中央値	4.0人
18歳未満人口一万人当たりの支援者数の中央値	5.1人
支援者一人あたりケース数の中央値	児童虐待相談対応件数 14.0件 虐待に関する台帳に掲載管理している件数 50.0件
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	「6割以上8割未満」

図 36：市区町村タイプ4

「情報共有すべき項目や内容の基準が不一致で、意思決定や支援に必要な情報の共有が不十分」「情報共有や補足説明をしてもリスク認識が合わず、リスク認識合わせがうまくいってない」「要対協実務者会議で情報共有や補足説明をしてもリスク認識がっているか不明」「どんなケースでも役割分担がスムーズに決まらず、内容も妥当と感じない、分担決めがうまくいかない」「決定した役割分担が不明確で分かりにくいことがよくある」「児童相談所と市区町村間の担当者の専門性や役割の違いから、コミュニケーションが難しい」「児童相談所と市区町村間でリスクに対する基本的な考え方の違いが大きい、認識合わせの難易度が高い」（いずれも該当確率 100%）が、他のタイプと比較して特徴的な回答であった。

18歳未満人口と支援者一人あたりケース数は、他の市区町村タイプと比較して、多い方から3番目であり、「どちらかといえば多い」といえる。

ベイジアンネットワークを用いた推論では、「個別ケースの対応におけるリスクに対する認識合わせが、どちらかといえばうまくいっていない」ことが本タイプとむすびつきの強い要因として示された。また、個別ケースの対応におけるリスクに対する認識合わせがうまくいくかどうかは、個別ケースの対応においてリスクの重篤度についての認識が合うかどうかと関係していた。さらに詳細を遡っていくと「要対協実務者会議において、情報すべき項目や内容の基準が一致しているか」に起因していた。

以上のことから、本タイプに該当する市区町村は次のような状況にあると推測される。ある程度のケース数がある自治体だが、協働先と必要な情報共有について明確にしておらず、情報共有がうまくいかない。それゆえに、リスクの重篤度についての認識が合わず、分担決めがうまくいっていないものと思われる。

市区町村タイプ 5 / 構成比 11.0% 「高度に手順化することで対応している」群

18歳未満人口の中央値	18237.0人
平成30年度の児童虐待相談対応件数の中央値	116.0件
支援者数の中央値	5.0人
18歳未満人口一万人当たりの支援者数の中央値	4.0人
支援者一人あたりケース数の中央値	児童虐待相談対応件数 17.6件 虐待に関する台帳に掲載管理している件数 43.8件
要対協に登録するケース数の割合区分の最頻値	「8割以上（すべてではない）」

図 37：市区町村タイプ 5

「事案送致の基準やフローが明確」「要対協において、主担当決め基準、終結基準、ともに明確」「所属組織の終結基準は、基本的にはルールに沿って運用されている」（いずれも該当確率 100%）を筆頭に、「機関間協定書は基本的にはルールに沿って運用されている」などの回答が、他のタイプと比較して特徴的であった。

18歳未満人口は他の市区町村タイプと比較して最も多い。また、一人あたりケース数は、児童虐待相談対応件数は最も多いが、台帳に掲載管理している虐待対応件数は最も少ないことから、ケースを終結させる基準や仕組みが機能していると推測される。

ベイジアンネットワークを用いた推論では、本タイプとむすびつきの強い要因は「児童相談所への事案送致を、誰がどのように決定するかについて、明文化し、組織間で共有されている」「所属組織が担当するケースを、要対協に登録する基準は明示されている」「児相タイプ 2：高度に手順化することで対応している」であった。

このことから、本タイプに該当する市区町村は、規模の大きな都市で、協働のための基準や手順が明確にされており、また、協働相手である児童相談所と一緒にそれらを運用しながら協働していることが示唆される。

## 5. 考察

### 調査結果から確認された事項

- ・ ケース数の多い組織ほど、協働のためのルールを明文化し共有している
- ・ 児童相談所においては、児童相談所への事案送致の基準を明文化し共有することは、忙しさを緩和する効果があると示唆される
- ・ ケース数の多い児童相談所ほど、児童相談所への送致の意思決定手順を明文化し共有することで、決めたルールが遂行されやすくなる効果が高くなると解釈される
- ・ 市区町村においては、市区町村への送致の意思決定手順を明文化し共有することには、全く異なる2つの効果がある
  - 1) 市区町村タイプ1「協働のためのルールはあるがうまく機能しない」群に該当しにくくなる（≒協働が進みやすくなる）
  - 2) 市区町村タイプ2「協働のための基準や手順が不明確なことで役割分担決めや対応が問題なく実行されている」群に該当しにくくなる（≒協働が進みにくくなる）
- ・ 「協働がうまくいっている」という回答は、「役割分担決めがうまくいくこと」と「自組織への事案送致がスムーズに実行されること」と密接に関係している
- ・ 児童相談所においては、「意思決定や支援に必要な情報が過不足なく共有されること」も「協働がうまくいっている」と回答されることと密接に繋がっている
- ・ ベイジアンネットワークを用いた推論で、いくつかの児相タイプと市区町村タイプの間に、強い結びつきが示された
  - ・ 市区町村のタイプが、市区町村タイプ1「協働のためのルールはあるがうまく機能しない」、市区町村タイプ2「協働のための基準や手順が不明確なことで役割分担決めや対応が問題なく実行されている」、市区町村タイプ3「連携全体が非常にうまくいっていると認識している」である場合に、児相タイプ3「連携全体が非常にうまくいっていると認識している」が表出する傾向がある
  - ・ 児相タイプ4「情報共有不十分でリスク認識合わせや分担決めが難航」が起りやすい要因のひとつとして、市区町村タイプ4「基本的な考え方が違うためコミュニケーションが難航し協働がうまくいかない」が示された
  - ・ 市区町村タイプ1「協働のためのルールはあるがうまく機能しない」が起りやすい要因のひとつとして、児相タイプ1「意思決定の基準が不明確で、とにかく忙しく感じる」が示された
  - ・ 市区町村タイプ5「高度に手順化することで対応している」が起りやすい要因のひとつとして、児相タイプ2「高度に手順化することで対応している」が示された

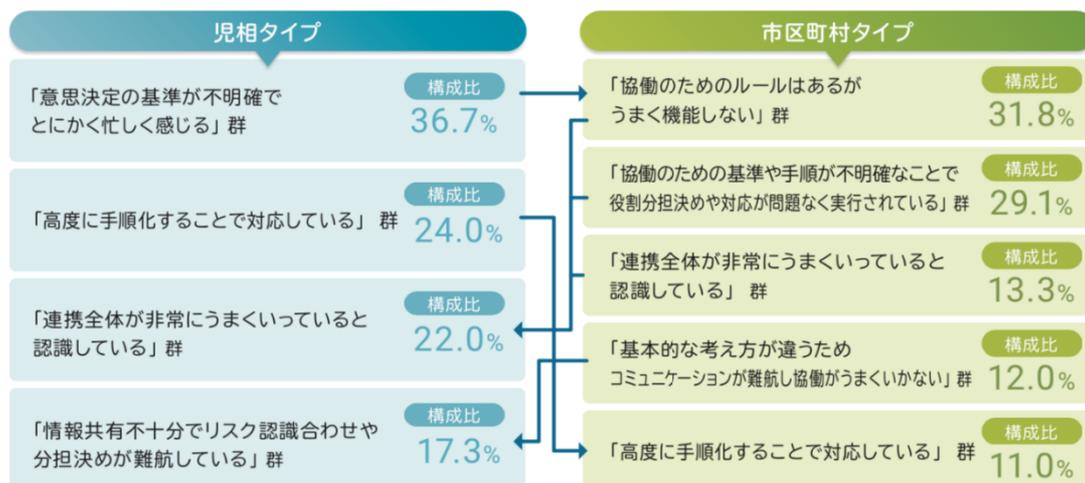


図1（再掲）：ベイジアンネットワークが示す児相タイプと市区町村タイプのつながり

ケース数が少ない場合には、協働における判断基準や意思決定手順を組織間で明文化し共有されていなくても大きな問題はない。むしろ、市区町村タイプ2のように、基準や手順が不明確なことによって、担当者間で互いの状況を鑑みて柔軟に役割分担を決定し、その結果、決定事項が問題なく遂行できることもある。

しかし、業務量が増えてくると、役割分担決めなどがスムーズに行えず対応しきれなくなるために、判断基準や意思決定手順を明確にしようとする動きが起こっていると考えられる。

児童相談所においては、協働するにあたっての基準や意思決定手順を明文化することには、業務の忙しさを緩和し、決まったことが問題なく遂行される効果があるといえそうである。一方、市区町村については、基準や意思決定手順を明文化することが、協働を推し進めることにつながっていると単純に言い難い。たとえば、市区町村においては、基準や意思決定の手順を明文化することには、「協働のための基準や手順があるのにうまく機能しない」状態を遠ざける効果があると期待される。それと同時に、「役割分担が明確に決まり決定事項が問題なく実行されている」状態を妨げる効果があると考えられる。このように、市区町村においては、基準や意思決定の手順を明文化することには、全く異なる複数の効果があることが示唆された。

本調査では、回答者が設定している「協働のための基準や意思決定手順の内容」について、その妥当性を検証することができないという限界がある。しかし、基準や意思決定手順を明確にすることの効果が、児童相談所と市区町村で大きく異なるのには、おそらく、決定された「基準や意思決定手順の内容」による影響を市区町村が大きく受けているためと推測される。

なぜならば、組織の役割や専門性の特性上、協働のための基準や意思決定の手順を策定す

る際には、児童相談所がイニシアティブをとることが多いと思われる。そのとき、児童相談所が、市区町村の体制や担当者のスキルに合わない実現可能性の低い手順や基準を設定してしまえば、それは「役割分担が明確に決まり決定事項が問題なく実行されている」状態を阻むことにつながると考えられるからである。（例：これまで児相が引き受けていたケースを、市区町村の体制や担当者のスキルに関係なく、一律にルール化し、市区町村の担当としてしまうと、市区町村は「分担が決まらない、決まったことが実行できない」と感じるようになるだろう）

ベイジアンネットワークから示された児相タイプと市区町村タイプのつながりから、次のことが考えられる。

- ・児相が「連携が非常にうまくいっている」と認識する状態には3つの状態がある
  - ① 市区町村の体制に対して厳しい協働の基準や手順を設定し、市区町村に負担がかかっている状態。（市区町村側は協働がうまくいっているとは感じていない。）
  - ② 協働の基準や手順を明確にしないことで、互いの状況に応じて柔軟に役割分担ができていない状態。
  - ③ 児相が、市区町村の依頼やケースを引き受ける余力があり、児相が引き受けることで対応が問題なくできている状態。
- ・児相が連携を「高度に手順化することで対応している」場合は、市区町村も同様に連携について「高度に手順化することで対応している」状態になりやすい
- ・児相が「意思決定の基準が不明確で、とにかく忙しく感じる」場合、市区町村が「協働のための基準や手順がうまく機能しない」状態になりやすい
- ・市区町村が「基本的な考え方が違うためコミュニケーションが難しい」と認識している場合、児相は「情報共有不十分でリスク認識合わせや分担決めが難航」状態になりやすい

以上の考察を踏まえて、児童相談所と市区町村の協働状況には次のような5種類があると整理した。また、これらの5つの協働状況はケース数と密接に関わっており、ケース数が増えるプロセスで次のように変化すると考えられる。



図2（再掲）：児童相談所と市区町村の5つの協働状況

各協働状況の詳細と課題と解決の方向性について、次にまとめる。

注意：

既にさまざまところで指摘されている「児童虐待対応にあたる人的資源の不足」は、全ての協働状況に共通した課題である。そのため、各協働状況の整理の中には取り上げない。人的資源の不足に対する解決策の検討は今後も継続して必要であることを前提として、各協働状況の課題や解決策を参照されたい。

協働状況1：協働のための基準や意思決定の手順が児童相談所と市区町村の間で明確に定められていないが、担当者間で「顔の見える関係」があり、ケース数が多くないため、問題なくケース対応ができる

典型例

- ・担当者間でお互いの背景が想像できる関係性があり、適宜情報共有をしながら、互いの状況を鑑みて柔軟に分担しながら、一緒に家庭への支援や対応を進めている

課題

- ・担当者間の関係性と経験に依存した意思決定がなされると、担当者変更などの際に支援の安定性が担保されない
- ・今後ケース数が増えるなど業務量が増加した場合、支援が滞ってしまう可能性がある

解決の方向性

- ・どの程度のケース数や状態になったら、協働のための基準や手順が必要かについて認識をあわせておく（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）
- ・「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成25年8月改訂版）および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成29年3月）等で既に示されている指針を踏まえ、児相と市区町村間で、あるべき協働について合意し、実現可能な基準や手順を段階的に実現していく（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）
- ・ICTなどを用いた業務効率化
- ・会議準備や会議進行の見直しなど、業務フロー改善を通じた業務効率化

協働状況2：市区町村は忙しさやスキル不足などの理由から稼働できていないが、児童相談所が市区町村を支援し、一部のタスクを引き受けることで、必要な対応は問題なく行えている

典型例

- ・児相の典型例  
「市区町村への事案送致は機能しないが、家庭への支援は問題なく進められている」
- ・市区町村の典型例  
「協働において困っていることは特にない」

「普段から随時ケースの動きを情報共有しているので、ケースが難しくなったらすぐ児相に応援を頼むことができる（だから、特に困ることはない）」

#### 課題

- ・市区町村担当者の支援の経験が増えないため、市区町村担当者の支援技術の向上が期待できない
- ・児童相談所の業務量が増えて、市区町村のケースを引き受けることが難しくなると、地域における支援が滞ってしまう

#### 解決の方向性

- ・市区町村担当者へのSVなどを通じて、市区町村担当者のスキル向上を支援する（詳細は、添付の「市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）」参照）
- ・「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成25年8月改訂版）および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成29年3月）等で既に示されている指針を踏まえ、児相と市区町村間で、あるべき協働について合意し、実現可能な基準や手順を段階的に実現していく（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）

協働状況3：ある程度のケース数があり、協働のための基準や意思決定の手順が明確になっていない（または設定されていても現実的な内容になっていない）ため、業務が滞り、とにかく忙しく感じる

#### 典型例

- ・児相の典型例  
「とにかく忙しく、やるべきことができず、対応が後手にまわってしまう」
- ・市区町村の典型例  
「虐待対応以外の業務も兼務しており、多忙で、必要な情報共有や会議ができない」  
「児相が設定している基準や手順をやろうとしても、忙しくてまったく手がまわらない」

#### 課題

- ・協働のための基準や意思決定の手順が明確でない、または現実的でないため、その都度、調整や確認が発生し、やるが多くなる
- ・現状の対応方法に必要な時間が確保できない

#### 解決の方向性

- ・「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成 25 年 8 月改訂版）および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成 29 年 3 月）等で既に示されている指針を踏まえ、児相と市区町村間で、あるべき協働について双方で合意し、実現可能な基準や手順を設定する（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）
- ・設定した判断基準や意思決定の手順が機能するためにワーキンググループなどを実施する（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）
- ・ICT などを用いた業務効率化
- ・会議準備や会議進行の見直しなど、業務フロー改善を通じた業務効率化

#### 協働状況 4：協働のための基準や意思決定の手順を児童相談所と市区町村の間で明確にし、高度に手順化することで対応している

##### 典型例

- ・アセスメントシートを児相と市区町村間で共通利用し、情報共有やリスク認識をすり合わせる際には、リスクアセスメントシートを用いてコミュニケーションをとっている
- ・事案送致の基準や意思決定の手順について、児相と市区町村間でルールを定めており、合同で研修などを実施している

##### 課題

- ・現在のリソースを最大限に生かした手順化でなんとか対応しているが、今後ケース数が増えるなど業務量が増加した場合、支援が滞ってしまう可能性がある

##### 解決の方向性

- ・ICT などを用いた業務効率化
- ・データに基づいた終結判断を行う（例：ICT を通じてデータを蓄積し AI 利用）

#### 協働状況 5：児童相談所と市区町村間で基本的な考え方が全く違うため、コミュニケーションが成立せず、情報共有・リスク認識のすり合わせ・役割分担決めなどがうまくいかない

##### 典型例

- ・児相の典型例
  - 「市区町村が調査不足や情報共有が不十分なまま、応援を求めてくる」
  - 「市区町村は、リスクやストレスに関係なく保護を求めてくる」

・市区町村の典型例

「児相にハイリスクであると伝えてもケースを受理してもらえない」

課題

- ・互いの業務についての、前提や基本的な考え方について、理解が深まらない
- ・リスクについて認識合わせをするための共通言語がない

解決の方向性

- ・リスクアセスメントシートの共通運用を目指したワーキンググループ等を設け、それぞれの機関で行っているリスクアセスメントの考え方について理解を深める（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）
- ・「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成 25 年 8 月改訂版）および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成 29 年 3 月）等で既に示されている指針を踏まえ、児相と市区町村間で、あるべき協働について合意し、実現可能な基準や手順を段階的に実現していく（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）

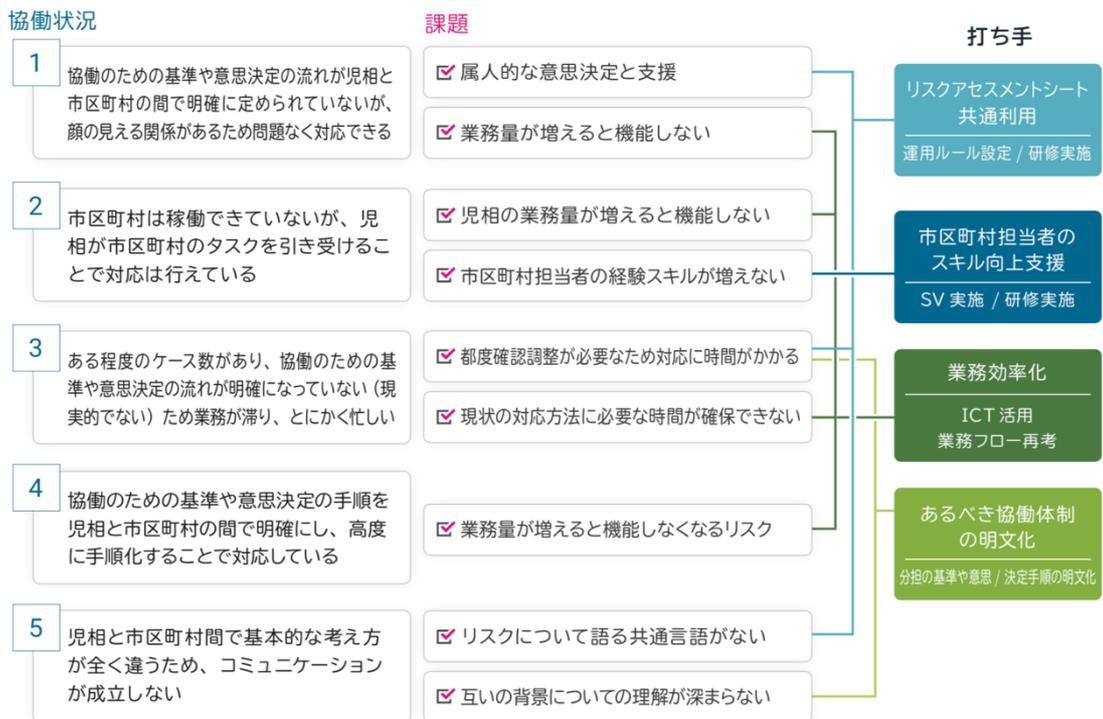


図 38：協働状況・課題・打ち手

こういった協働状況や課題、打ち手の方向性を踏まえて、協働推進を目的として、下の 3

つのツールを作成した。

**1) 「児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集」**

協働状況 5 タイプごとの課題とその解決の方向性を示し、好事例集としてまとめる。

**2) 「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き (案)」**

市区町村と児童相談所が互いの協働状況を踏まえて連携するにあたって、主担当や具体的な役割分担について明確化しておくべき事項とポイントについて、手引きとしてまとめる

**3) 「市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン (案)」**

協働状況 5 タイプごとに、市町村支援児童福祉司の役割や働き方について示し、ガイドラインとしてまとめる。

## 6. ツール1 「児童虐待対応における児童相談所と 市区町村の協働好事例集」

## 児童虐待対応における 児童相談所と市区町村の協働 好事例集

児童虐待への対応には、様々な機関の協働が不可欠である。特に、専門的な知識および技術が必要な相談に応じる機関であり、立ち入り調査や一時保護などの介入ができる児童相談所と、地域での継続的な支援を担う市区町村の連携が円滑であることの効果は大きい。

既に「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成25年8月改訂版）および「児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成29年3月）等で示されているように、虐待のリスクに応じて、市区町村と児童相談所が分担をすることとなっている。自治体によっては、ケースのリスクに対する認識を合わせるために、児童相談所と市区町村で共通のリスクアセスメントシートを使用するなど、協働方法について、基準や具体的な手順も含めて書面にしている自治体もある。一方で、ケースのリスクに対する認識が児童相談所と市区町村で一致せず、援助方針や役割分担がスムーズに決まらない自治体もある。自治体によって、地理的状況や支援リソースなど、家庭や支援者の置かれている環境は異なっており、児童相談所と市区町村の連携状況も自治体によって様々である。本研究では、全国の児童相談所、市区町村の児童虐待対応を担当する部署に対し、協働状況について調査を行った。その結果、児童相談所と市区町村の協働状況には、おおきく5つのタイプがあることが示唆された。（複数のタイプを兼ね備えている自治体もある）それぞれのタイプにおける課題を整理し、その解決策となりえる取り組み事例を事例集としてまとめた。

### 協働状況の概要

**1. 協働のための基準や意思決定の手順が児相と市区町村の間で明確に定められていないが、担当者間で「顔の見える関係」があり、ケース数が多くないため、問題なくケース対応ができる**

**典型例** ・担当者間で顔が見える関係があり、適宜情報共有をしながら、一緒に家庭への支援や対応を進めている

**2. 市区町村は忙しさやスキル不足などの理由から稼働できていないが、児相が市区町村を支援し、一部のタスクを引き受けることで、必要な対応は問題なく行っている**

**典型例** ・児相「市区町村への事案送致は機能しないが、家庭への支援は問題なく進められている」  
・市区町村「随時情報共有しているので、何かあれば児相が対応する」

**3. ある程度のケース数があり、協働のための基準や意思決定の手順が明確になっていない（または設定されていても現実的な内容になっていない）ため、業務が滞り、とにかく忙しく感じる**

**典型例** ・児相「とにかく忙しく、やるべきことができず、対応が後手にまわってしまう」  
・市区町村「業務のため多忙で、必要な情報共有や会議ができない」

**4. 協働のための基準や意思決定の手順を児相と市区町村の間で明確にし、高度に手順化することで対応している**

**典型例** ・アセスメントシートを共通利用し、コミュニケーションをとっている  
・事案送致の基準や進め方についてルールを定めており、合同で研修などを実施

**5. 児相と市区町村間で基本的な考え方が全く違うため、コミュニケーションが成立せず、情報共有・リスクすり合わせ・役割分担決めなどがうまくいかない**

**典型例** ・児相「市区町村が調査不足のまま応援を求めてくる」  
・市区町村「ハイリスクだと伝えてもケースを引き受けてもらえない」

参考

どの協働状況に近いかを知るためのチェックリスト

下の5つの状態に該当するかどうかについて、それぞれ「はい / いいえ」で回答してください。回答した選択肢の（ ）内に書かれている協働状況の番号を確認し、最も出現回数が多かった協働状況が<sup>※</sup>、最も近いものになります。（ひとつのタイプではなく、複数のタイプの特徴を兼ね備えている場合もあります）

1. 児童相談所と市区町村間で、役割分担決めが比較的スムーズに決まる

- はい（協働状況 1,2,4）
- いいえ

2. 児童相談所と市区町村間で決定した役割分担の妥当性について、概ね納得できる

- はい（協働状況 1,4）
- いいえ（協働状況 5）

3. 決められたことが実行できないほど多忙なことがある

- はい（協働状況 3,4）
- いいえ（協働状況 1）

4. 児童相談所と市区町村間で、リスクや支援に対する基本的な考え方が違い過ぎて、議論が全く噛み合わないことがある

- はい（協働状況 3,5）
- いいえ（協働状況 1）

5. 児童相談所と市区町村間で、事案送致の基準や決定手順が決まっていて、運用が概ね機能している

- はい（協働状況 4）
- いいえ（協働状況 1,3,5）

各協働状況ごとの課題と解決のヒント

**協働状況 1** | 協働のための基準や意思決定の手順が児相と市区町村の間で明確に定められていないが、担当者間で「顔の見える関係」があり、ケース数が多くないため、問題なくケース対応ができる

**典型例** ・担当者間で顔が見える関係があり、適宜情報共有をしながら、一緒に家庭への支援や対応を進めている

**課題** ・担当者間の関係性と経験に依存した意思決定がなされると、担当者変更などの際に支援の安定性が担保されない  
・今後ケース数が増えるなど業務量が増加した場合、支援が滞ってしまう可能性がある

**解決の方向性** ・どの程度のケース数や状態になったら、協働のための基準や手順が必要かについて認識をあわせておく（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）  
・「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成 25 年 8 月改訂版）等で既に示されている指針を踏まえ、児相と市区町村間で、あるべき協働について合意し、実現可能な基準や手順を段階的に実現していく（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）  
→ **IV. 協働体制の明確化の事例** ページ8  
・ICT などを用いた業務効率化  
・会議準備や会議進行の見直しなど、業務フロー改善を通じた業務効率化  
→ **I. 業務効率化の事例** ページ8

協働状況 2 市区町村は忙しさやスキル不足などの理由から稼働できていないが、児相が市区町村を支援し、一部のタスクを引き受けることで、必要な対応は問題なく行えている

典型例 ・児相の典型例「市区町村への事案送致は機能しないが、家庭への支援は問題なく進められている」  
・市区町村の典型例「協働において困っていることは特にない」「普段から随時ケースの動きを情報共有しているので、ケースが難しくなったらすぐ児相に応援を頼むことができる（だから、特に困ることはない）」

課題 ・市区町村担当者の支援の経験が増えないため、支援技術の向上が期待できない  
・児童相談所の業務量が増えて、市区町村のケースを引き受けることが難しくなると、地域における支援が滞ってしまう

解決の方向性 ・市区町村担当者へのSVなどを通じて、市区町村担当者のスキル向上を支援する（詳細は、添付の「市区町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）」参照）  
→ II. 児相による市区町村支援の事例 ページ8  
・「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成25年8月改訂版）等で既に示されている指針を踏まえ、児相と市区町村間で、あるべき協働について合意し、実現可能な基準や手順を段階的に実現していく（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）  
→ IV. 協働体制の明確化の事例 ページ8

協働状況 3 ある程度のケース数があり、協働のための基準や意思決定の手順が明確になっていない（または設定されていても現実的な内容になっていない）ため、業務が滞り、とにかく忙しく感じる

典型例 ・児相の典型例「とにかく忙しく、やるべきことができず、対応が後手にまわってしまう」  
・市区町村の典型例「虐待対応以外の業務も兼務しており、多忙で、必要な情報共有や会議ができない」「児相が設定している基準や手順をやろうとしても、忙しくてまったく手がまわらない」

課題 ・協働のための基準や意思決定の手順が明確でない、または現実的でないため、その都度、調整や確認が発生し、やるが多くなる  
・現状の対応方法に必要な時間が確保できない

解決の方向性 ・「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成25年8月改訂版）等で既に示されている指針を踏まえ、児相と市区町村間で、あるべき協働について双方で合意し、実現可能な基準や手順を設定する（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）  
・設定した判断基準や意思決定の手順が機能するためにワーキンググループなどを実施する（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）  
→ IV. 協働体制の明確化の事例 ページ8  
→ III. リスクアセスメントシート共通運用の事例 ページ8  
・ICTなどを用いた業務効率化  
・会議準備や会議進行の見直しなど、業務フロー改善を通じた業務効率化  
→ I. 業務効率化の事例 ページ8

協働状況 4 協働のための基準や意思決定の手順を児相と市区町村の間で明確にし、高度に手順化することで対応している

典型例 ・アセスメントシートを児相と市区町村間で共通利用し、情報共有やリスク認識をすり合わせる際には、リスクアセスメントシートを用いてコミュニケーションをとっている  
・事案送致の基準や進め方について、児相と市区町村間でルールを定めており、合同で研修などを実施している

**課題** ・現在のリソースを最大限に生かした手順化でなんとか対応しているが、今後ケース数が増えるなど業務量が増加した場合、支援が滞ってしまう可能性がある

**解決の方向性** ・ICTなどを用いた業務効率化  
→ **I. 業務効率化の事例** ページへ  
・データに基づいた最終判断を行う（例：ICTを通じてデータを蓄積しAI利用）

**協働状況**  
**5** 児相と市区町村間で基本的な考え方が全く違うため、コミュニケーションが成立せず、情報共有・リスク認識のすり合わせ・役割分担決めなどがうまくいかない

**典型例** ・児相の典型例「市区町村が調査不足や情報共有が不十分なまま、応援を求めてくる」「市区町村は、リスクやストレスに関係なく保護を求めてくる」  
・市区町村の典型例「ハイリスクだと伝えてもケースを引き受けてもらえない」

**課題** ・互いの業務についての、前提や基本的な考え方について、理解が深まらない  
・リスクについて認識合わせをするための共通言語がない

**解決の方向性** ・リスクアセスメントシートの共通運用を目指したワーキンググループ等を設け、それぞれの機関で行っているリスクアセスメントの考え方について理解を深める（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）  
→ **Ⅲ. リスクアセスメントシート共通運用の事例** ページへ  
・「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成25年8月改訂版）等で既に示されている指針を踏まえ、児相と市区町村間で、あるべき協働について合意し、実現可能な基準や手順を段階的に実現していく（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）  
→ **Ⅳ. 協働体制の明確化の事例** ページへ  
→ **Ⅲ. リスクアセスメントシート共通運用の事例** ページへ

## I. 業務効率化の事例

### ① 要対協実務者会議を円滑に行うための事前準備や会議運営の例

- ・事前に、資料共有でよいケースと個別協議が必要なケースを精査しておく。資料を事前に共有しておき、会議当日は協議必要のあるケースに集中して討議する（全国調査回答より抜粋）
- ・会議前に、保育園や小学校などの参加機関に対して、事前情報照会やチェックリストの作成を依頼し、会議時点で必要な情報を集めておく（全国調査回答より抜粋）
- ・ケース数が非常に多いため、地区ごとに会議の開始時間をずらして設定し、参加者を入れ替えながら、会議を行っている（全国調査回答より抜粋）
- ・重点ケースを会議の前半に集中的に討議し、通常ケースの進捗報告を会議の後半に実施する（全国調査回答より抜粋）
- ・ケース会議の議事録をそれぞれの機関で作成するのではなく、主担当機関が作成し、それを副担当機関でも決済する。共通認識がズレていないかを確認し、認識に齟齬がある場合には、速やかにすり合わせを行う（川崎市）
- ・児相に配置した市町村支援コーディネーターが管内各市町村の要対協実務者会議に出席することで各市町村の強み弱みを把握しやすくなっている。さらに管内の各市町村担当者との連絡会を開催し、相談業務の

現状、モニタリング依頼方法、相談システムの内容、総合支援拠点設置に関する調整事項など具体的な情報交換を行うとともに、要対協のより良い運営方法について意見交換している。(大阪府)

- 管内児童虐待対応担当部署等職員連絡協議会「管対協」と冠して、児相管轄内の市町村の職員（子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点、発達支援センター等所属）、医療領域の職員、教育領域の職員、警察関係職員（少年センター、少年相談専門員等所属）と管内近隣の児童福祉施設職員（児童養護施設職員、児童家庭支援センター等所属）に声をかけ、年6～8回程度、情報交換・情報共有を行っている。各機関の専門性を活かして管内での児童虐待対応において何ができるのか、“のりしろ連携”（互いの専門領域を一部重複させながらの連携）を推進するための機会を設けている。「管対協」での情報交換において、要対協における対応方法、管内市町村の取組み事例、家族支援や母子保健における取組み、非暴力コミュニケーションなどのテーマを取り扱っている。(千葉県)
- 管内のある市で、要対協の実務者会議を拡大した枠組みとして、「地域連携システム会議」を開催している。2か月に1回、児童精神科医が参加し、60分の中で対応困難な2事例にフォーカスして、医療的なケアの必要性を含めた事例検討会を行っている。福祉・医療・教育等関係者間での情報共有を通じて、早期発見や各機関が主体性を持った“のりしろ連携”（互いの専門領域を一部重複させながらの連携）を行うためのネットワーク形成を行っている。(千葉県)

## ② ICT を用いた業務効率化の事例

- 児童相談所と子育て支援センターで児童相談支援システムを共用しており、お互いのケースの状況がシステム上で確認できる。また、庁内インターネットメールで決裁文書や資料のやり取りができ、離席情報もリアルタイムで分かることから、日頃から連絡を取りやすく、協働しやすい。(全国調査回答より抜粋)

## II. 児相による市区町村支援の事例

### ① 担当者への研修実施の例

- 児相と市町村のリスクアセスメントが一致することを狙いとして、リスクアセスメントシートの使い方研修を行い、リスクアセスメントに基づいてリスクを捉えることについて伝えている(東京都)
- 研修可能なメニューをあらかじめ準備しておき、児相から提案する(全国調査回答より抜粋)

### ② 個別ケースの技術的助言・支援の例

- 管轄の市町村を巡回訪問し、個別ケースの相談会を行う(全国調査回答より抜粋)
- 市区町村で実施されている定例の受理会議に管轄児童相談所のSV児童福祉司が、定期的(月に1, 2回程度)に出席し、技術的な助言をしている(東京都)
- 市町村が家庭訪問や調査を行う際の具体的なセリフ集を作成する(全国調査回答より抜粋)(補足:新卒職員や児童福祉以外の分野から異動してきた者が、拒否的な保護者と具体的な対話に戸惑うことが多いという背景から作成されていると思われる)

### ③ 要対協の運営に関する支援の例

- ケースを持たない立場で会議に参加し、ケースの主担当を決定し、ケースの進行管理を行う(全国調査回

答より抜粋)

- ケース会議開催前に打ち合わせを行い、会議の進め方、会議に必要な情報の確認、予測される意見への回答準備などを行う（全国調査回答より抜粋）

#### ④ 両組織の連絡やつながりを強化するための例

- ケースは担当せず、児童相談所と市町村の間のコーディネートを担当者を設置し、事案送致のインタークを行う（全国調査回答より抜粋）
- 連携強化を目的とした連絡会を運営している（全国調査回答より抜粋）
- 連絡受付の担当窓口を設置している（全国調査回答より抜粋）
- 市町村支援コーディネーターを配置したことにより、市町村の実情に合わせた役割分担や市町村との間の調整をコーディネーターが担うことでより機能的な連携ができるようになった。（大阪府）

### Ⅲ. リスクアセスメントシート共通運用の事例

#### ① リスクアセスメントシート活用方法の例

- リスクアセスメントシートの使い方研修を市町村にも実施し、児相と市町村で同じリスクアセスメントシートを利用する。コミュニケーションの際には、リスクアセスメントの数値をまず確認しながら会話をする。実務者会議の資料にも、アセスメントの数値を記載している（全国調査回答より抜粋）
- リスクに応じた期間を設定し、定めた期間で定期的に情報共有や支援方針の見直しを行っている（全国調査回答より抜粋）
- 送致等で児相と区市町村でケースについて情報共有する際は、「共通のリスクアセスメントシート」を活用して、共同でアセスメントを実施している。（東京都）

#### ② リスクアセスメントシート運用開始までの調整の例

- 児相と市町村のリスクアセスメントが一致することを狙いとして、市町村にリスクアセスメントシートの使い方研修を行い、リスクアセスメントに基づいてリスクを捉えることについて伝えている（東京都）

### Ⅳ. 協働体制の明確化の事例

#### ① 泣き声通告やDV・面前暴力事案への対応についての取り組み例

- 泣き声通告やDV・面前暴力事案を市に送致する際の基準や手順について協議し、合意のもとで「覚え書き」を作成し、運用している（全国調査回答より抜粋）
- 児相と市町村の合同ワーキングを実施し、市町村に事案送致するDV・面前暴力の内容をすり合わせ、年間の予想送致数も確認した。また「まずは月1件から、場合によっては協働で対応する」など、本格運用までの試行期間も設けた。（大阪府）
- 児相から市区町村への事案送致をルール化するにあたり、検討会を実施し、送致する内容（泣き声通告と警察からのDV・面前暴力事案）や実施までの時期等について協議した。また、実施までには移行期間を設け、説明会や家庭訪問の同行や研修等、各所の状況に合わせ工夫した。（東京都）

## ② 役割分担を決めるタイミングと手順を決めている例

- 重篤なケースではない場合、ケースの初動のタイミングで、児相と市と一緒に家庭訪問を行う。訪問後に児相と市の役割分担を行う。(全国調査回答より抜粋)
- 一定のリスクがあり一時保護を検討するも、結果的には保護に至らなかった場合、あらかじめ児相と協議を行い、「リスクが急激に高まった場合や突発的な事態が発生した際には児相が一時保護を検討すること」を確認したうえで、区が主担当として、養育支援ショートステイを活用し、子どもが通学（通園）を継続し地域で日常に近い生活を送る中で、集中的な家族支援を行っている。随時、児相と情報共有を行ない、リスクが急激に高まった場合等には児相が一時保護を検討してくれるという安心感があることで、市区町村や地域の強みを活かした支援が展開できている。(中野区)
- 市が主担当のケースを児童相談所に事案送致するか検討する場合、その前段階として「援助依頼」の枠組みで会議への同席など具体的な援助を依頼することができる。(千葉県)
- 一時保護や児童施設から家庭復帰を予定したケースについては、原則個別ケース検討会議を開催する。また、その際には区市町村と共通の「家庭復帰のためのチェックシート」を活用し、課題整理や役割分担を明確にすることに役立っている。(東京都)

## ③ 事案送致の基準や手順をマニュアル化している例

- 市町村と合同ワーキンググループを実施し、事案送致の法的根拠、典型例、判断基準、判断の根拠とするリスクアセスメントのツールの使用方法、事案送致の手続きとツールをマニュアルやガイドラインの形でまとめた。(大阪府)
- 区市町村と児相の協働については、都全体で共通した基本的なルール「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（東京ルール）」に定めている。また、実務については「共有ガイドライン」を作成し協働している。都全体で統一したルールを決めているため、ルールに基づいて連絡や調整を行っている。(東京都)

## ④ 互いの機能や役割への理解を深めるための取り組みの例

- 児相と市町村で互いの職場へ実地研修を行うことで、互い機関の業務や出来ることについて理解を進めている(全国調査回答より抜粋)
- 一週間程度、児相にて全日過ごしてもらったりやり方で、市町村の職員受け入れ研修を実施している。通告や相談の受理後に児相がどのように意思決定をして動いていくのか、一時保護までの動きを肌感覚で知っていただく機会となっている。(大阪府・千葉県)
- 区職員の実地研修として、各区から虐待対応を主に担当する1名を1日ずつ児相で受け入れている。安全確認に同行したり、援助方針会議に出席したりすることで、ケースの見立てなどについて実際の児相職員の動きを体験していただいている。(大阪市)
- 市区町村の体制強化等の目的で、年単位での派遣研修職員を受け入れている。また、随時、数日間の研修も受け入れている。日常的には、判定会議や援助方針会議等への参加、また同行訪問や同席面接等を通じて相互の情報共有や児相業務の理解の機会にもなっている。(東京都)

## 7. ツール2 「児童相談所と市区町村間における役割 分担ガイドライン策定の手引き（案）」



## 児童相談所と市区町村の協働推進のためのツール2

### 児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン 策定の手引き（案）

市区町村 / 要対協 / 児童相談所が担う機能や役割などの連携のあり方については、「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成 25 年 8 月改訂版）および「児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成 29 年 3 月）等で指針を示しています。しかし、自治体によって、地理的状況や資源など、家庭や支援者の置かれている環境が異なっているため、具体的な連携方法や連携における課題は自治体によって様々です。今後さらなる連携強化を実現するためには、各種指針に基づいて、各自治体の状況に沿った具体的な連携方法を確立していく必要があります。

連携のなかでも、ケースの主担当や具体的な支援の役割分担を明確にすることは、子どもの安全を守るうえで極めて重要です。連携の狭間に落ちることなく必要な支援を行うためには、児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドラインを作成し、役割分担の基準や手順などについて、組織間で認識をあわせておく必要があると考えます。この手引きは、ガイドラインを作成することそのものを目的とするのではなく、各自治体の状況に沿った実行可能な役割分担の基準と具体的な手続きについて、市区町村と児童相談所で十分に協議することを主眼としています。手引きの中で例示されているガイドラインの文言は、あくまでひとつの例であり、市区町村と児童相談所の双方で十分に協議を行い、各自治体の状況に沿った内容に適宜修正追記することを前提としています。双方で認識を合わせておくべき事項とその検討において注意が必要な点について提示しておりますので、ご活用ください。

## 導入

児童虐待への対応には、様々な機関の協働が不可欠である。なかでも、専門的な知識および技術が必要な相談に依る機関であり、立ち入り調査や一時保護などの介入ができる児童相談所と、地域での継続的な支援を担う市区町村が円滑に連携できることは非常に重要である。児童相談所の役割と機能については「児童相談所運営指針」（厚労省平成 19 年 1 月改正）に定められている。また、市区町村の子ども家庭支援の役割と機能については、従前の「市町村児童家庭相談援助指針」を廃止し、新たに「市町村子ども家庭支援指針」（厚労省平成 29 年 3 月）が定められた。児童相談所と市区町村の協働については、「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成 25 年 8 月改訂版）、および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成 29 年 3 月）等で既に示されている。しかし、実際には、自治体によって地理的状況や支援リソースなど、家庭や支援者の置かれている環境も異なっており、児童相談所と市区町村の連携状況は様々である。

本研究では、全国の児童相談所、市区町村の児童虐待対応を担当する部署に対し、協働状況について調査を行った。その結果、児童相談所と市区町村の協働状況には、おおきく 5 つのタイプがあることが示唆された。（ひとつの自治体が複数の協働状況を兼ね備えていることもある）

それぞれの協働状況と課題は以下の通り。

**協働状況 1** | 協働のための基準や意思決定の手順が見相と市区町村の間で明確に定められていないが、担当者間で「顔の見える関係」があり、ケース数が多くないため、問題なくケース対応ができる

**典型例** | ・担当者間で顔が見える関係があり、適宜情報共有をしながら、一緒に家庭への支援や対応を進めている

**課題** | ・属人性の高い意思決定と支援  
・業務量が増えると機能しない

**協働状況 2** | 市区町村は忙しさやスキル不足などの理由から稼働できていないが、見相が市区町村を支援し、一部のタスクを引き受けることで、必要な対応は問題なく行えている

**典型例** | ・見相「市区町村への事案送致は機能しないが、家庭への支援は問題なく進められている」  
・市区町村「随時情報共有しているので、何かあれば見相が対応する」

**課題** | ・見相業務量が増えると機能しない  
・市区町村担当者の経験スキルが増えない

**協働状況 3** | ある程度のケース数があり、協働のための基準や意思決定の手順が明確になっていない（または設定されていても現実的な内容になっていない）ため、業務が滞り、とにかく忙しく感じる

**典型例** | ・見相「とにかく忙しく、やるべきことができず、対応が後手にまわってしまう」  
・市区町村「業務のため多忙で、必要な情報共有や会議ができない」

**課題** | ・都度確認調整が必要なため対応に時間がかかる  
・現状の対応方法に必要な時間が確保できない

**協働状況 4** | 協働のための基準や意思決定の手順を見相と市区町村の間で明確にし、高度に手順化することで対応している

**典型例** | ・アセスメントシートを共通利用し、コミュニケーションをとっている  
・事案送致の基準や進め方についてルールを定めており、合同で研修などを実施

**課題** | ・業務量が増えると機能しなくなるリスク

**協働状況 5** | 見相と市区町村間で基本的な考え方が全く違うため、コミュニケーションが成立せず、情報共有・リスクすり合わせ・役割分担決めなどがうまくいかない

**典型例** | ・見相「市区町村が調査不足のまま支援を求めてくる」  
・市区町村「ハイリスクだと伝えてもケースを引き受けてもらえない」

**課題** | ・リスクについて語る共通言語がない  
・互いの背景についての理解が深まらない

協働状況は様々であるが、どのような自治体においても、連携の際に主担当機関を明確にしなが具体的役割分担を決定することは、子どもの安全を保証するうえで不可欠である。(協働状況1のように、役割分担について基準や手順が明確でなくても特に問題を感じていない場合においても、属人的な判断によって子どもの安全を脅かすことがないよう、組織間の認識を確認しておく必要がある。)

この手引きは、自治体によって協働実態や課題が様々であることを前提として、それぞれの児童相談所と市区町村における役割分担の具体的な判断基準や手続きについて、各自治体で協議して作成することを念頭に構成している。

「児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツールについて」(厚労省平成29年3月)の「児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントシート(例)の記載上の留意点」において、児童相談所と市区町村の役割分担の考え方について次のように記載されている。

#### 基本的な役割分担の考え方

##### 市区町村を中心に対応

- ① 虐待に至る可能性のある要因を抱えた子どもや保護者への支援
- ② 軽度から中度の虐待ケースにおける在宅指導、支援

##### 児童相談所を中心に対応

- ① 虐待に起因する行動面や心理面の問題が生じている子どもへの支援
- ② 出頭要請等、子どもの安全確認のための緊急対応
- ③ 保護者からの分離による支援が必要な子どもの保護
- ④ 児童福祉法第27条による措置や児童相談所による各種判定を必要とする子どもと保護者への対応

これらの考え方を踏襲するにあたっては、児童虐待または児童虐待が疑われるケースに対して、どのような場合に軽度から中度の虐待ケースと認識するかなど、共通のものさしでケースについての評価ができることが必要である。本来的には児童相談所と市区町村間で、ケースのリスクアセスメント方法を共通化しておく必要があるが、ただちに共通化が難しい場合には、まずは、互いの組織においてどのようにリスクアセスメントを行っているかについて確認することが望ましい。

ただし、リスクアセスメント方法を共有化しても、個々のケース評価がただちに一致するわけではないし、自動的に分担が決まるわけでもない。「明らかに児童相談所が主担当となるべきケース」と「明らかに市区町村が主担当となるべきケース」を設定しても、現実的には、それ以外の大半のケースについては、個々のケースのアセスメントと照らし合わせて協議を行うことが前提となる。

役割分担のガイドラインを策定することによって役割分担が自動的に決まるわけではないが、これまでの知見を踏まえた判断が効果的に行われ、属人的な判断によって子どもの安全を脅かすことがないためには、役割分担の基準や意思決定の手順について、組織間で明確にしておく必要がある。

児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドラインを策定するにあたっては、まずは「明らかに児童相談所が主担当となるべき基準」と「明らかに市区町村が主担当となるべき基準」について、児童相談所と市区町村の両機関が組織として認識を合わせる必要がある。そのうえで、どちらが主担当となるかの判断をするためのケースアセスメントの照合と協議について、具体的にどのようにマネジメントするのかを検討する。

---

## ガイドラインに掲載する内容

---

ガイドラインでは、以下の内容を網羅することが望ましい。

### I. ガイドライン策定の目的

### II. 用語の定義

### III. 明らかに児童相談所が主担当となるべき基準

- ・ 該当ケースの具体例
- ・ 明らかに該当する基準

### IV. 明らかに市区町村が主担当となるべき基準

- ・ 該当ケースの具体例
- ・ 明らかに該当する基準

### V. 主担当について協議が必要なケースのマネジメント

- 1) 主担当機関、主たる支援機関ともに市区町村が担う場合
- 2) 主担当機関を児童相談所が担い、主たる支援機関を市区町村が担う場合
- 3) 主担当機関、主たる支援機関ともに児童相談所が担う場合

### VI. 事案送致の流れ

- 1) 児童相談所への事案送致
- 2) 市区町村への事案送致

### VII. ガイドラインに沿った分担が実行されるためのマネジメント

- ・ 基準や手順が機能しているかのモニタリング
- ・ 見直しのタイミング

協働状況4のように、既に児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドラインを策定している自治体においても、上記項目を網羅していない場合には、追加検討することが望ましい。

---

## ガイドライン策定における基本的な考え方

---

策定したガイドラインが実際に運用されるためには、児童相談所と市区町村の双方で協議して合意する必要がある。双方で十分協議するためには、市町村支援担当児童福祉司等が児童相談所と市区町村の間に立って調整することが有効である。

ガイドラインは定期的に運用状況を点検し、協議を重ねて改訂してことを前提とする。そのため、協議においては、現在の運用実態を起点に、目指すべき方向とそのためのプロセスについてまず確認し、現状の体制で実現可能なルールを双方で合意をすることが重要となる。

ガイドラインの策定にあたっては、前提として、児童相談所が「児童相談所運営指針」について、市区町村が「市町村子ども家庭支援指針」について十分理解していることが重要となる。そのうえで、ケースの重篤度について共通のものさしで語れる必要がある。そのため、本来的には、児童相談所と市区町村でリスクアセスメントを共通化することが必要となる。ただし、ただちにリスクアセスメントを共通化することが難しい場合には、まずは現状、児童相談所と市区町村双方でどのような考え方と方法でアセスメントが行われているかを確認する必要がある。

例えば、協働状況3のように、リスクアセスメントの基準が整っていない場合には、まずは、児童相談所と市区町村がそれぞれどのようにリスクアセスメントを行なっているかについて把握したうえで、暫定的に「明らかに児童相談所が主担当となるべき基準」「明らかに市区町村が主担当となるべき基準」をガイドラインにまとめることもできるだろう。1年間運用してみてから振り返り、リスクアセスメントの共通化や「明らかに児童相談所が主担当となるべき基準」「明らかに市区町村が主担当となるべき基準」の改訂を行うことを前提として、現状を起点に協議し、改善を重ねることが重要である。

協働状況1のように、現状はケース数が少なく、リスクアセスメントツールや分担の基準等を設定しなくても協働に支障を感じていない場合においても、現状の組織間の認識を確認することで、担当者の異動などがあっても安全が担保されるようになっているか点検しておく必要がある。またケース数が増加基調にある場合には、ケース数がどの規模になったらガイドライン策定が必要かなど、先の見通しを含めて、協議しておく必要がある。

協働状況4のように、リスクアセスメントツールや各種マニュアルが既に運用されている場合においても、実際の運用状況を確認し、必要に応じて更新することを検討することが望ましい。

---

## 「Ⅰ. ガイドライン策定の目的」「Ⅱ. 用語の定義」をまとめるうえでの 注意点

---

児童相談所と市区町村で、何を目的として「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン」を策定するのかについて明確にしておくことで、協議において調整が難航する際の指針とすることができる。ガイドライン策定や更新をスムーズに進めるために、目的について明文化しておくことが望ましい。

作成したガイドラインが活用されるためには、ガイドライン中で使用する用語で、解釈が分かれる可能性が高いものについては、その用語の定義についてガイドライン冒頭で明確にしておく必要がある。具体的などのような用語について定義すべきかについては、協議のプロセスにおいて、調整が難しかったテーマを中心に選定するとよい。

例)「重度虐待」「軽度虐待」「主担当」「安全確認」「見守り」などの用語

### 「ガイドライン策定の目的」記載例：

児童相談所と市区町村は、それぞれの機能や特性を活かし、切れ目なく児童とその家庭を支援することで、すべての子どもが健やかに育つことができる社会の実現に寄与することを目的として協働する。主担当機関を明確にしなが具体的役割分担を決定することは、児童の安全を保障するうえで極めて重要である。切れ目なく児童とその家庭を支援することができる体制を強固にすることを目指し、本ガイドラインを策定する。

(注釈)

上の記載例に「主担当機関を明確にしなが」とあるが、ガイドラインを設けることで、すべてのケースについて自動的に分担が決まるようになるわけではない。児童相談所と市区町村のどちらが主担当となるのが適切かについて、協議が必要なケースは必ず残ることを前提とする。ガイドラインは、「明らかに児童相談所が主担当となるべき基準」と「明らかに市区町村が主担当となるべき基準」を設定し、それ以外のケースについては協議をすることを前提として設計する。

### 「用語の定義」記載例：

「最重度虐待」とは、子どもに生命の危険がある程度の虐待のことである。具体的には、以下のような状況にある場合を指す。

- ① 顔面・頭部に暴力による打撲があり、骨折、脳損傷・脳出血などの危険性がある
- ② 腹部への暴力により、内臓損傷・内臓破裂等の危険がある
- ③ 食事や水分を与えないことにより、脱水症状や栄養不足、衰弱の危険性がある
- ④ 乳幼児の体重増加不良（身長伸びがあるのに体重増加曲線で-2SD を切る）や原因不明の骨折などのケガがある
- ⑤ 継続的な指導や安全確認が突然中断され、家族状況や子どもの養育状況、子どもの安全確認ができない状態にあり、接触が拒否されているか、所在がつかめない状態にある

## 「Ⅲ. 明らかに児童相談所が主担当となるべき基準」「Ⅳ. 明らかに市区町村が主担当となるべき基準」を協議するうえでの注意点

「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成 29 年 3 月）の「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」の記載上の留意点」において、児童相談所と市区町村の基本的な役割分担の考え方について次のように記載されている。

### 基本的な役割分担の考え方

#### 市町村を中心に対応

- ① 虐待に至る可能性のある要因を抱えた子どもや保護者への支援
- ② 軽度から中度の虐待ケースにおける在宅指導、支援

#### 児童相談所を中心に対応

- ① 虐待に起因する行動面や心理面の問題が生じている子どもへの支援
- ② 出頭要請等、子どもの安全確認のための緊急対応
- ③ 保護者からの分離による支援が必要な子どもの保護
- ④ 児童福祉法第 27 条による措置や児童相談所による各種判定を必要とする子どもと保護者への対応

これらの考え方を踏襲するにあたっては、児童虐待または児童虐待が疑われるケースに対して、どのような場合に軽度から中度の虐待ケースと捉えるかなどについて児童相談所と市区町村が共通のものさしでケースの状況を評価できることが必要である。本来的には児童相談所と市区町村が同じリスクアセスメントシートを共有したうえで、ケースのアセスメントを共有化しておく必要があるが、ただちにそうした共有化が難しい場合には、まずは、互いの組織においてどのようなリスクアセスメントが行われ、当該のケースをどうアセスメントしているかについて確認することが不可欠である。

ただしリスクアセスメント方法を共通化したとしても、それだけですべてのケースのアセスメント内容が一致し、自動的にリスク評価や分担が決まるわけではない。現実的には「明らかに児童相談所が主担当となるべきケース」と「明らかに市区町村が主担当となるべきケース」を設定しておくとしても、大半のそれ以外のケースについては評価の照合と協議を行うような設計が望ましい。

基準については、協議に参加していない者であっても理解しやすいよう、典型的な事例を例示して確認しておくことも重要である。

また具体的な基準を設定する際には、既にケース記録のデータを蓄積している場合には、エビデンスに基づいて妥当性を検証したうえで設定する。データを蓄積していない場合には、一定期間ガイドラインを運用した後で妥当性を検証し、必要に応じて改定できるように、データを蓄積する必要がある。

**注意：記載例は、ガイドラインへの記載方法のイメージを伝えることを意図している。記載された内容を基準として設定すべきであるという意図ではない。自治体の体制や実態に沿った内容で、各自治体で検討すること。**

### 📦 「明らかに児童相談所が主担当となるべき基準」記載例：

#### 初動の場合

- 関係機関が行なったリスクアセスメントにおいて「要保護児童」に該当し、権限による緊急の安全確認が必要、かつ緊急の一時保護の要否判断を有するケース。
- リスクの区分としては「最重度」および「重度」に該当するケースが中心となる。

### 指導経過中の場合

- 子どもの安全を脅かす事態が繰り返されており、要支援から要保護へと事態の悪化が危惧されるケース。
- 家族への継続的な支援が中断されたり、子どもの安全確認が中断されたり、子どもの状況が不透明となっているケース。
- いつも通りでないことが生じており、事態の解明のために強い権限をもって緊急の安全確認が必要、かつ緊急の一時保護の要否判断を有するケース。
- リスクの区分としては例えば「軽度」「中度」などの評価が「重度」「最重度」に移行するケースが該当すると考えられる。

### 具体例①：一時保護解除後に小学校から再度児童のあざの報告があった事例（指導経過中の事例）

7歳女児。身体的虐待のため一時保護を行った。父母への指導や再発防止プラン策定を通じて、状況の改善が見込まれたため、一時保護解除。家庭復帰後4カ月経ち、市から小学校に連絡を入れたところ、児童の目の上にアザがあり「おとうさんに叩かれた。家に帰りたくない。」と発言していたことが発覚。

（次の全てを満たす場合は、原則、児童相談所を主担当とする）

- 過去に虐待を主訴に一時保護を行ったことがあるケースでの再度の虐待通告である
- 怪我をしており、本人が保護者からの加害を訴えている

### 📦 「明らかに市区町村が主担当となるべき基準」記載例：

#### 初動の場合

- 子どもと家族の現状が一定確認できている、または、安全確認ができており、子どもの心身の安全について強い権限をもつての緊急の安全確認を要さないケース。
- 要保護性があるところまで事態が切迫しておらず、要支援と評価できるケース。
- 当面の支援において、状況確認やアプローチが可能であり、一定の支援効果を評価できる余地があるケース。
- リスクの区分としては例えば「中度」「軽度」と評価されるケースが該当すると考えられる。

#### 指導経過中の場合

- 一定期間にわたり要支援状態が続いており、支援の継続性が確保されているケース。
- 子どもの安全確認や家族状況の把握、養育支援のための地域のサービスが継続されているケース。
- 事態の改善には至らないものの、急激な養育状況の悪化や強い緊急の対応が必要な事態には至らないケース。
- 児童相談所の緊急介入や保護者への指導的な関わりが行われた結果、要保護性について一定の状況改善が認められたか、認められつつあり、徐々に市区町村や地域でのサービス投入による養育支援移行（要支援への移行）する必要があるケース。
- リスクの区分としては例えば「中度」「軽度」の状態が継続しているか、「最重度」「重度」から「中度」「軽度」「非該当の可能性」に移行すると評価されるケースが該当すると考えられる。

### 具体例①：警察からのDV・面前暴力による心理的虐待通告のうち、子どもへの被害が小さく、過去に通告がなかった事例（初動の事例）

小学2年生男児。家庭内で父親から母親への暴力があったことから、警察から通告。父母の口論がエスカレートし、父親がそばにあったものを床に投げつけ、壊れた破片で母親が怪我をした。母親は軽傷で、児童に怪我はなかった。通告は初めてであり、調査の結果、父親はその後暴力をふるっていないことを母親から確認した。児童は毎日小学校に登校しており、学校から児童の様子や父母の対応に問題がないことを確認。

（次の全てを満たす場合は、原則、児童相談所を主担当とする）

- 初めてのDV・面前暴力による心理的虐待通告で、子どもには暴力（傷アザ）がなかった
- その後、父親からの暴力がないことを母親から確認している
- 児童が毎日登校しており、父母の対応に気になる点がないことを学校から確認している

## 「Ⅴ. 主担当について協議が必要なケースのマネジメント」について協議するうえでの注意点

「明らかに児童相談所が担当すべきケース」または「明らかに市区町村が担当すべきケース」の基準を定めても、多くのケースが明確に基準に該当するわけではない。また初期対応において評価した時点から、時間経過・支援経過の中でケースの状況が変化するため、変化がある度に、あるいは定期的に、ケースの評価を照合し協議する必要のあるケースが相当数存在する。相当数のケースについては、児童相談所と市区町村は、随時情報を照合・共有し、必要な支援や対応の方針を決定・確認し、その決定した支援や対応を進めるのに必要な主担当を決定することとなる。

児童相談所と市区町村間での協働を、主担当機関、主たる支援機関という役割で整理すると以下の3つのパターンがある。

- 1) 主担当機関、主たる支援機関ともに市区町村が担う
- 2) 主担当機関を児童相談所が担い、主たる支援機関を市区町村が担う
- 3) 主担当機関、主たる支援機関ともに児童相談所が担う

これら3パターンの割合は自治体の協働状態によって大きく異なるだろう。例えば、協働状況2のように、児童相談所が市区町村のタスクを引き受けることで虐待対応を行っている自治体においては、1)のようなケースは少ないだろう。また、協働状況4のように、協働のためのルールや手続きが整っている自治体においては、指導委託が一定数機能し、2)のようなケースが一定割合存在するが、それ以外の自治体においては、2)が非常に少ない場合もあるだろう。

いずれのパターンにおいても、共通して次のことが必要になる。

- 「当該ケースがどういった状態になったらどういう行動をするか」についての、具体的な基準と行動を個別ケースごとに児童相談所と市区町村で確認しておく
- 家庭状況に変化がないかを把握できる仕組みを作っておく
- 主担当が、設定した基準と照らし合わせ、事前に設定したアクションを行うかどうかを判断する

なお、これらの観点は、協議をせずとも主担当が決まるようなケースにおいても、重要であることを確認したい。ガイドラインの「どちらが主担当になるか協議が必要なケースのマネジメント」では、この3パターンそれぞれについて、上のポイントを踏まえた手続きについて明文化する。

### 📦 「どちらが主担当になるか協議が必要なケースのマネジメント」記載例：

#### 1) 主担当機関、主たる支援機関ともに市区町村が担う場合

例) 市区町村で通告を受け、一定のリスクがあったため一時保護を検討したが、結果的に市区町村による調査や支援が適当と判断したケース

例) 一時保護解除後の児童福祉司指導により、家庭状況が安定してきたため、主担当を市区町村に変更したケース

「どのような状態になったら一時保護を検討するか」または「どのような状況になったら児童相談所に事案送致するか」の基準について、あらかじめ児童相談所と市区町村で共有し、さらに、当該事例の保護者と関係機関の間でも一定の告知・確認を経たうえで、市町村が主担当となり、ケースの支援対応を行う。子どもや家庭の状況の変化を継続的に把握し、あらかじめ設定した基準に至っていないか評価・判断し、必要に応じて児童相談所に事案送致

を行う責任を、市区町村が負う。市区町村が判断に迷うケースについては、児童相談所に評価・協議の支援を要請することができる。

## 2) 主担当機関を児童相談所が担い、主たる支援機関を市区町村が担う場合

例) 児童相談所が、市区町村の支援利用を条件に、在宅支援を行う

例) 保護解除・措置解除し家庭復帰する際、市区町村が行っている支援を利用する

「どのような状態になったら一時保護を検討するか」または「どのような状態になったら市区町村に事案送致するか」の基準について、あらかじめ児童相談所と市区町村で共有し、さらに、当該事例の保護者と関係機関の間でも一定の告知・確認を経たうえで、児童相談所が主担当となり、支援計画を立てる責任を負う。支援計画の中で市区町村による適当な必要な場合には、児童相談所は市区町村と協議の上、指導委託を行う。市区町村は指導委託に沿った支援を行い、児童相談所は、市区町村の協力を得ながら家庭状況の継続的な把握、支援対応を実施し、支援計画のマネジメントを行う責任を負う。

## 3) 主担当機関、主たる支援機関ともに児童相談所が担う場合

例) 一定期間にわたる子どもの分離保護、27条措置等により子どもの長期分離を行うケース

例) 児童福祉司指導が家庭状況の安定化を図るが、状況によっては、緊急の安全確認や一時保護が想定されるケース

保護の時点から「どのような状態になったら保護解除・措置解除を行うか」または「どのような状態になったら市区町村に事案送致するか」の基準について、児童相談所と市区町村であらかじめ共有したうえで、児童相談所が主担当となり、ケースの支援対応を行う。家庭の状況の変化、子どもの状態、親子関係の修復状況などについて、あらかじめ設定した基準に近づいていないかを判断する責任を児童相談所が負う。児童相談所は、保護解除や事案送致を行う際には、事前に市区町村に連絡し、協議を行い、さらに、必要に応じて当該事例の保護者と関係機関の間でも一定の告知・確認を経たうえで、対応を決定するものとする。

## 「Ⅵ. 事案送致の手順」をまとめるうえでの注意点

児童福祉法では、児童相談所への事案送致、市区町村への事案送致は次のように定められている。

### 「児童相談所への事案送致」（児童福祉法第25条の7第1項第1号、第2項第1号）

- 児童福祉法第27条の措置を要すると認められる者、並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認められる者は、市区町村から児童相談所に送致する
- 出頭要求、調査・質問、立入調査又は一時保護の実施が必要と判断されるケースについても児童相談所長（都道府県知事）に権限があるため、児童相談所に送致する

### 「市区町村への事案送致」（児童福祉法第26条第1項第3号、第8号）

- 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、児童及び妊産婦の福祉に関し、専門的な知識等を要しない支援を行うことを要すると認める者（施設入所等の措置を要すると認める者を除く。）を市区町村に送致することとする
- 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、市区町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者をその事業の実施に係る市区町村の長に通知することとする

### 📦 「事案送致までの具体的な手順」記載例：

#### A：児童相談所への事案送致の手順

①「初期調査や初期アセスメントの結果、立入調査や一時保護等の必要がある場合」

- Step1** 市区町村で初期調査や初期アセスメントを行う
- Step2** 市区町村から児童相談所に事案送致を行う（緊急時には送致書は後日で可）

②「市区町村で支援中のケースで状況に変化があり、児童相談所への事案送致を検討する場合」

- Step1** 市区町村がリスクアセスメントを行う
- Step2** 市区町村から児童相談所に事前連絡をする
- Step3** 児童相談所と協議し、事案送致を実施するかを決定する
- Step4** 送致書とリスクアセスメントシートを沿えて事案送致を行う

③要対協でモニタリングしているケースで、状況の変化を把握し、児童相談所への事案送致を検討する場合

- Step1** 個別ケース会議または要対協実務者会議で、リスクアセスメントを行い、事案送致を実施するか協議
- Step2** 送致書とリスクアセスメントシートを沿えて事案送致を行う

#### B：市区町村への事案送致の手順

①「初期調査や初期アセスメントの結果、市区町村への事案送致を検討する場合」または「児童相談所に対応中のケースで、状況が好転または安定したため、市区町村への事案送致を検討する場合」

- Step1** 児童相談所がリスクアセスメントを行う
- Step2** 児童相談所から市区町村に事前連絡をする
- Step3** 市区町村と協議し、事案送致を実施するかを決定する
- Step4** 送致書とリスクアセスメントシートを沿えて事案送致を行う

②要対協でモニタリングしているケースで、状況が好転または安定したことが確認され、市区町村への事案送致を検討する場合

- Step1** 児童相談所がリスクアセスメントを行う
- Step2** 個別ケース会議または要対協実務者会議で協議し、事案送致を実施するかを決定する
- Step3** 送致書とリスクアセスメントシートを沿えて事案送致を行う

---

## 「Ⅶ. ガイドラインに沿った分担が実行されるためのマネジメント」 について協議するうえでの注意点

---

児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドラインは、市区町村と児童相談所双方で定期的に協議し、内容を見直すことを前提とする。よって、法改正や自治体の状況変化を鑑みて、常に実行可能な内容になっていることが望ましい。そのために、あらかじめ、どのような状態になったら見直しを行うか、または、いつ見直しを行うかのタイミングを設定しておくこと。また、役割分担が有効に機能しているかどうかを、誰がどのように管理するかについても、設定しておく必要がある。

本手引きは、市町村支援担当児童福祉司が管理者を担うことを念頭に作成しているが、自治体の体制や現状によっては、要対協調整担当が担うことも含めて検討する。特に、市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置した市区町村においては、要対協調整担当が管理者を担うことを積極的に検討することが望ましい。マネジメントの基本的な考え方や具体的な動き方については、添付の「市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）」も併せて参照いただきたい。

またガイドライン策定後には、要対協構成機関にその内容を周知することが望ましい。

### 「ガイドラインに沿った分担が実行されるためのマネジメント」記載例：

本ガイドラインの管理は市町村支援担当児童福祉司が担い、改訂は児童相談所長と市区町村の担当課課長の決裁をもって行うものとする。

市町村支援担当児童福祉司は、本ガイドラインで定めた分担が、具体的にどのように運用されているかの実態把握に努める。具体的には、送致や指導委託の実施件数やケース管理や情報共有の方法について把握する。

本マニュアルの有効期限は令和 4 年 3 月 31 日までとする。令和 3 年 11 月に、市町村支援担当児童福祉司は、児童相談所長と市区町村の担当課課長との協議の上、マニュアルの更新を行う。

## 8. ツール3 「市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）」



### 児童相談所と市区町村の協働推進のためのツール3

## 市町村支援担当児童福祉司の 役割と働き方についてのガイドライン（案）

全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が策定された。この中で、市区町村における相談支援体制・専門性の強化を図ることを目的として、児童相談所に、市区町村を支援するための児童福祉司を配置することが明示された。

既に「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成25年8月改訂版）および「児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成29年3月）等でも児童相談所や市区町村の役割や連携の在り方について示されているものの、実際には、自治体によって地理的状況や家族規範や支援リソースなど、家庭や支援者の置かれている環境も異なっており、児童相談所と市区町村の連携状況は様々である。それゆえに市区町村によって必要とする支援の内容も少しずつ異なってくる。

本研究では、全国の児童相談所、市区町村の虐待対応を担当する組織に対し、協働状況について調査を行った。その結果、児童相談所と市区町村の協働状況には、おおきく5つのタイプがあることが示唆された。（複数のタイプを兼ね備えている自治体もある）

それぞれの協働状況と課題は以下の通り。

協働状況 1	協働のための基準や意思決定の手順が見相と市区町村の間で明確に定められていないが、担当者間で「顔が見える関係」があり、ケース数が多くないため、問題なくケース対応ができる
典型例	・担当者間で顔が見える関係があり、適宜情報共有をしながら、一緒に家庭への支援や対応を進めている
課題	・属人性の高い意思決定と支援 ・業務量が増えると機能しない
協働状況 2	市区町村は忙しさやスキル不足などの理由から稼働できていないが、児相が市区町村を支援し、一部のタスクを引き受けることで、必要な対応は問題なく行えている
典型例	・児相「市区町村への事案送致は機能しないが、家庭への支援は問題なく進められている」 ・市区町村「随時情報共有しているので、何かあれば児相が対応する」
課題	・児相業務量が増えると機能しない ・市区町村担当者の経験スキルが増えない
協働状況 3	ある程度のケース数があり、協働のための基準や意思決定の手順が明確になっていない（または設定されていても現実的な内容になっていない）ため、業務が滞り、とにかく忙しく感じる
典型例	・児相「とにかく忙しく、やるべきことができず、対応が後手にまわってしまう」 ・市区町村「業務のため多忙で、必要な情報共有や会議ができない」
課題	・都度確認調整が必要なため対応に時間がかかる ・現状の対応方法に必要な時間が確保できない
協働状況 4	協働のための基準や意思決定の手順を見相と市区町村の間で明確にし、高度に手順化することで対応している
典型例	・アセスメントシートを共通利用し、コミュニケーションをとっている ・事案送致の基準や進め方についてルールを定めており、合同で研修などを実施
課題	・業務量が増えると機能しなくなるリスク
協働状況 5	児相と市区町村間で基本的な考え方が全く違うため、コミュニケーションが成立せず、情報共有・リスクすり合わせ・役割分担決めなどがうまくいかない
典型例	・児相「市区町村が調査不足のまま応援を求めてくる」 ・市区町村「ハイリスクだと伝えてもケースを引き受けてもらえない」
課題	・リスクについて語る共通言語がない ・互いの背景についての理解が深まらない

本ガイドラインは、市区町村ごとに必要とする具体的な支援内容が異なっていることを前提として、市町村支援担当児童福祉司の役割を定めている。

## 市町村支援担当児童福祉司の役割

市町村支援担当児童福祉司の役割は、大きく次の3つである。

- 1 要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための後方支援を行う
- 2 事案送致の連絡等、児童相談所との連携をスムーズにするための調整窓口となる
- 3 市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う

それぞれの役割において、具体的にどのような支援を行うかは、自治体の環境に応じて少しずつ異なる。以下に、支援の具体例を示す。

### 役割1) 要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための後方支援を行う

- 例) ケースを持たない立場で、実務者会議や個別ケース検討会議に参加し、調整担当者による主担当決定を支援・調整し、ケースの進行管理を後方支援する。
- 例) 実務者会議開催前に調整担当者として、資料共有するケースと会議で協議すべきケースの優先順位づけ、会議時に必要な情報の確認、予測される意見への回答準備（リスクに対する具体的な対応策）などを行う。
- 例) 台帳の管理や運用の方法について検討や見直しを行う。
- 例) 管内の市区町村の調整担当者や組織長を招いて連絡会を開催する。連絡会の中で、モニタリング方法や業務で使用するシステムなど具体的な運営方法についての問題点や改善点を共有し、より良い進行に向けた仕組み化に関して各機関で学びあう場を設定する。

### 役割2) 事案送致の連絡等、児童相談所との調整をスムーズにするための調整窓口となる

- 例) 児童相談所から市区町村への事案送致、および、市区町村から児童相談所への事案送致の窓口対応を担う。
- 例) どのような事例が児童相談所から市区町村に事案送致になり、どのような事例が市区町村から児童相談所に事案送致すべきかについての基準について、関係機関間で合意する際の調整役となる（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）。
- 例) （協働状況1・2のように、現状、リスクアセスメントツールが共通運用されていない場合）児童相談所と市区町村間でスムーズにケースの受け渡しが行えるために、まずは互いのリスクアセスメントの考え方について知り、共通のリスクアセスメントツール運用に向けた準備・調整を行う。

### 役割3) 市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う

- ① 担当者への研修実施
  - 例) 共通の一時保護判断のためのリスクアセスメントシートの使い方について研修を行う。
  - 例) （協働状況3のように、事案送致の基準や手順が明確に設定されていない場合）リスクについての基本的な考え方や主担当を判断するうえでの基準や事案送致の手順について研修を行う。
- ② 個別ケースの技術的助言・支援（個別ケースに対する恒常的なSVではない）
  - 例) 管轄している市区町村を巡回訪問し、困難ケースについて、個別ケースの相談会を行う（協働状況2のように、市区町村担当者に経験が蓄積されていない場合については、特に検討を行うことが望ましい）。
  - 例) 個別ケース検討会議にオブザーバーとして参加する。

## 市町村支援担当児童福祉司に期待される知識とスキル

先に示したように、市町村支援担当児童福祉司の役割は

- 1 要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるために企画運営の支援を行う
- 2 事案送致の連絡等、児童相談所との連携をスムーズにするための調整窓口となる
- 3 市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う

であり、本来的には、市町村支援担当児童福祉司には、児童福祉に関する高い専門性と、実際に連携を体験し、連携先である市区町村の顔が見える程度の経験年数（中堅程度）が求められる。加えて、それぞれの役割を担うにあたって、期待される主な知識とスキルは次の通りである。

「役割1：要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための支援を行う」「役割2：事案送致の連絡等、児童相談所との連携をスムーズにするための調整窓口となる」を担うのに期待される知識とスキル

- ・児童相談所と市区町村の業務の前提や基本的な考え方の違いについて理解していること
- ・虐待対応において、児童相談所と市区町村のそれぞれの業務の流れについて理解していること
- ・要保護児童対策地域協議会や市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能や役割について理解していること
- ・事案送致についての基準と手順、運用実態について理解していること
- ・それぞれの組織がどのような考え方と方法でリスクアセスメントを行っているかについて理解していること
- ・目的に沿って効果的に会議を進行するための知識とノウハウがあること

「役割3：市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う」を担うのに期待される知識とスキル

- ・児童虐待への対応や子育て支援についての十分な経験や高い専門性があること
- ・児童相談所と市区町村の業務の前提や基本的な考え方の違いについて理解していること
- ・公的支援制度や担当する市区町村ごとの活用可能な社会資源についての知識があること
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能や役割について理解していること

## 市区町村に必要な支援を行ううえで必要な事前準備・有効な施策

児童相談所と市区町村の連携強化は、法律や指針に則って具体的な運用を設計するが、決定した運用が機能するためには、どちらか一方の意向でルールを決めるのではなく、双方で検討合意することが極めて重要である。そのため児童相談所と市区町村の調整窓口となる市町村支援担当児童福祉司は、実行可能で効果の高い運用が実現されるよう調整するために、事前に以下のような準備を行う必要がある。

### 支援にあたって必要な事前準備

#### Step0 各自治体との協働状況についてのおおよその状況を把握する

児童相談所と市区町村の協働状況には大きく5つの状況がある。(どれかひとつに該当するわけではなく、複数の状況を兼ね備えている場合がある)。所属組織と協働する組織が、どの状況に近いのかについて、チェックリストを使って把握することができる。チェックリストは、添付の「児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働 好事例集」を参照されたい。

#### Step1 各機関が、リスクアセスメントについてどのように考え、実際どのように対応しているかについて確認する

Step1 は、リスクアセスメントの現状把握である。児童相談所と市区町村の間での意思疎通をスムーズに行うためには、それぞれの組織において、リスクアセスメントがどのように考えられ、実際どのような手順で行われているかについて知ることは極めて重要である。また、リスクアセスメントが機能するために、どのようなマネジメントが行われているかについても、併せて確認する必要がある。

#### Step2 児童相談所と市区町村の役割分担決めが、どのように双方の中で基準や対応手続きが手順化されているかについて現状を把握する

Step2 は、役割分担決めに関する現状把握である。児童相談所と市区町村が具体的に連携協働する際、特に重要なのは、ケースの実態に応じて適切に役割分担を決めることである。役割分担は、個別ケースの状況に応じて、必要な支援や対応を決め、そのうえで主担当や支援体制を決定する必要がある。役割分担決めをスムーズに決定するためには、それぞれの機関の原則となる考え方や基準を明確にしておくことは、極めて重要である。

協働状況4のように、既に役割分担決めの基準や手順が定められている場合においても、実態としてどのように運用されているかを改めて把握する必要がある。

#### Step3 連携上の課題を整理しておく

Step3 は、児童相談所と市区町村が円滑に連携、協働するうえでの課題を明確にすることである。Step1 Step2 で収集した情報を踏まえて、現状、なにがうまくいって、なにがうまくいっていないのかについて、整理することが必要である。

協働関係1のように、現状問題ないと感じている組織においても、担当者の異動等が起こった場合や、今後通告件数が増えた場合にどのように対応するかについて事前に検討しておくことが有効である。

## その他有効と考えられる施策（案）

役割1：要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための後方支援を行う」において有効な施策

### 「ICT活用を検討する」

要対協の運営には、様々な機関に所属する多くの方との調整や情報共有が不可欠である。安全に機微な個人情報が共有ができる環境を担保することで、会議以外の場での情報共有が進み、より効率的な会議運営を行うことができる。要対協の体制や課題に応じた ICT 活用検討を行うことで、より効果的に要対協運営を支援することができる。

役割3：市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う」において有効な施策

### 「研修内容の動画作成やアーカイブ配信などの手法を検討する」

内容に定期的な変更が生じにくいものや、対象や時期をずらして何度も行う必要がある研修は、動画作成やオンライン配信（e-learning）などの方法を検討することで、効率的に支援を行うことができる。特に管轄する市区町村の数が多い場合や、支援する担当者が多い場合に有効である。一自治体で導入を検討するよりは、地方単位などの共同利用などにより、なるべく自治体共同での研修予算確保と、地域文化を含むノウハウの共有を前提にした研修体制が望まれる。

### 「外部 SV の起用を検討する」

専門職以外の職員や経験年数の比較的短い職員が市町村支援担当児童福祉司を担うなど、市町村支援担当児童福祉司が単独で市区町村に技術的な援助を行うことが困難な場合は、外部 SV の起用について検討することが望ましい。適任者の不在など外部 SV の起用も困難な場合には、複数の自治体でひとりの外部 SV を共同で契約する、オンラインで遠方の外部 SV に委託するなどの方法も考えられる。

## 9. 総合考察

児童虐待への対応には、立ち入り調査や一時保護などの強い権限責任を担っている児童相談所と、地域での支援を担う市区町村が、それぞれの特性を生かし協働することが極めて重要である。リスクの程度に応じて、市区町村と児童相談所が役割分担することについては、「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成25年8月改訂版）および「児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成29年3月）等で既に指針が示されている。しかし、自治体によって、地理的状況や支援リソースなどの環境が異なっていることもあり、個々のケースからどのようにリスクを判定し、役割分担を決めて支援を行うのかの運用は様々である。児童相談所と市区町村の協働実態が全国様々であることは既に知られていたが、どのような点がどのように違っているのかは明らかになっていなかった。そこで、本事業では、全国調査を実施し、データに即して全国の協働実態を明らかにした。

そのうえで、有識者を交えて議論し、どのような仕組みやルールが協働推進に効果が見込まれるかについて考察し、既に示されている連携に関する指針が、多様な自治体で実装されていくための仕組みを検討した。

### 1) 全国調査

全国の児童相談所と市区町村で児童虐待対応を担当する部署に対し、連携を支える仕組みの整備状況と連携の実態について調査を行った。人工知能技術のひとつであるベイジアンネットワークと確率潜在意味分析を用いて、回答をパターン分けし、その関係性を解明することで、自治体の協働実態のタイプ分けを行った。回答のパターンはおおきく、児童相談所で4タイプ、市区町村で5つのタイプあり、いくつかの児相タイプと市区町村タイプの間につながりが示されたことから、市区町村と児童相談所の協働状況を5つのパターンに整理した。

### 2) 有識者を交えたツールの開発

全4回委員会を実施し、全国調査の設計や調査結果を読み込み、ツールについての意見交換などを行なった。また、委員会前後には、メールを通じて、委員向けのアンケートや資料をやりとりすることで意見交換を行い、3つのツールを作成した。

## <うまく協働できているとはどのような状態か>

児童相談所と市区町村の協働の目的は、「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証する」ことにある。しかし、多様な担当者が多様なケースを取り扱う状況下において、協働によって「どのように子どもの安全が守られ、健全な養育環境をつくるのが促進されているか」を測定することは難しい。そこで、本事業では、個別事例や担当者個人の違いなどの個別具体性からは一旦離れ、協働状況についての大まかな特徴とそのパターンを掴むことを念頭に調査を設計した。本調査では、児童虐待対応における協働を「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の4つのプロセス

に分け、それぞれどのような点がどの程度うまくいっているか、あるいはいっていないかについて調査を行った。ただし、「うまくいっている/いっていない」については回答者の主観を問うこととした。

調査の結果、「協働がうまくいっている」という回答は、「役割分担決めがうまくいくこと」と「自組織への事案送致がスムーズに実行されること」と密接に関係していることが分かった。また、回答者が「協働がうまくいっている」と回答するとき、実際の協働状況は、全く異なる複数の状況を含んでいた。しかも、複数の協働状況の中には、協働相手は「うまくいっていない」と感じているケースが含まれていることも示唆された。

例えば、調査の自由記述で多く見られた内容に次のようなものがあった。

#### 市区町村からのコメント

「普段から児童相談所と密に連絡をしており、連絡すればすぐに児童相談所が対応してくれるので助かる。」

#### 児童相談所からのコメント

「市区町村によっては、児童虐待対応は児童相談所の業務と認識しており、虐待通告があると調査やケースの精査をすることなく、連絡してくるので困る。」

これらの記述は、「協働状況2：市区町村は忙しさやスキル不足などの理由から稼働できていないが、児童相談所が市区町村を支援し、一部のタスクを引き受けることで、必要な対応は問題なく行えている」を、市区町村側と児童相談所側から表現しているといえるだろう。

それでは、こういった協働状況がある場合、本来市区町村が担当すべきケースを直ちに市区町村に担当してもらえば、協働はうまくいくのだろうか。おそらく、そうともいえないだろう。「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証する」という目的に照らし合わせると、現状のスキルや体制を前提として、あるべき協働状況について児童相談所と市区町村で協議をしながら、段階的に変化していく必要があると考えられる。（「本来あるべき分担」を急速にルール化しても、市区町村に対応できる体制やスキルがなければ、子どもが危険にさらされる可能性がある）

「協働がうまくいっている」という回答は、回答者の立場から見た主観的意見である。そのため、「協働がうまくいっている」という回答がなされている場合においても、必ずしも、児童の安全に寄与する協働がなされているとは限らない。この点が本研究で明らかになった重要なポイントであり、同時に、当初設定した評価基準の限界でもある。

これに対して、「協働がうまくいっている」という回答と密接に関係している「役割分担決めがうまくいくこと」と「自組織への事案送致がスムーズに実行されること」は、子どもや家庭への具体的な支援において「誰が、何を行うのか」を明確にする事項であり、児童の安全に寄与するうえで非常に具体的で客観性の高い、重要なポイントである。そこで、本事業では「役割分担決め（ケースの主担当が変わる場合には、事案送致）」に焦点を絞って、指針が実装されるための仕組みを検討した。

## <指針が運用されるために何が必要か>

「子ども虐待対応の手引き」(厚労省平成25年8月改訂版)および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(厚労省平成29年3月)等で既に協働についての指針が示されている。ただし、個別ケースにおいて、どのようにリスクを見立て、役割分担を決めるかについては、不明確な自治体が多い。例えば、役割分担でケースの主担当が変わる際に行う事案送致について、回答者の約7割が「事案送致を行う基準や意思決定の手順が組織内で明文化共有されていない」と回答していた。

指針で定めた適切な役割分担(重篤ケースは児童相談所が担当し、地域支援が必要な比較的軽度のケースは市区町村が担当する)の基準が、個別ケースにおいても運用されるためには、児童相談所と市区町村で、具体的な基準に基づいて認識を揃え、業務の進め方を変えていく必要がある。認識を揃える際には、リスクアセスメントを共通化し、共通のリスクアセスメントに基づいてリスクについての認識をすり合わせる効果が有効であろう。ただし、設定した基準の妥当性については、リスクアセスメントとケース経過についてのデータを蓄積し、検証を行い、必要に応じて基準を見直す必要がある。特に、児童相談所と市区町村でリスクの重篤度についての認識が合わない場合は、エビデンスに基づいたふりかえりと協議が重要となる。

加えて、指針で定めた基準が具体的に運用されるためには、各自治体の運用や体制の現状について具体的な評価を行ったうえで、設計し直すことが重要である。具体的な基準を検討しても、その基準が現状の体制ですぐに運用できそうにない場合には、段階的に実現していくことを前提に、その実現プロセスについて検討するとよい。例えば、児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集の「Ⅳ. 協働体制の明確化の事例」の中に、次のような取り組み例がある。

(児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集より抜粋)

児相と市町村の合同ワーキングを実施し、市町村に事案送致するDV・面前暴力の内容をすり合わせ、年間の予想送致数も確認した。また「まずは月1件から、場合によっては協働で対応する」など、本格運用までの試行期間も設けた。

このように、協働において具体的な基準を設ける場合には、基準を設定することによってどのような業務がどのくらいの量で変化するかを見立て、実行できる体制があるかを確認しながら検討する必要がある。直ちに運用が難しい場合には、段階的に実現していくことを前提に、そのプロセスについて検討を行うこととなる。

各自治体の体制や協働状況(各種指針の具体的な運用状況)が様々であることは、これまで知られてきた。本事業では、全国調査の回答を、人工知能技術のひとつであるベイジアンネットワークと確率潜在意味分析を用いてパターン分けし、その関係性を解明することで、データに即して自治体のタイプ分けを行った。また有識者の知見を交えて、各自治体タイプの協働における課題や解決の方向性を示している。各種指針が個別ケースで運用されるために、協働にあたっての具体的な基準やその実現プロセスを検討する際には、本調査の知見を参照いただきたい。

## <期待される今後の展開>

全国調査の回答内容を、確率潜在意味分析を用いてタイプ分けしたところ、おおきく児童相談所で4タイプ、市区町村で5つのタイプがあることがわかった。また、それぞれのタイプの属性や回答の特徴、ベイジアンネットワークを用いたタイプ間のつながりから、本事業では、児童相談所と市区町村の協働状況を、ケース数が増えるプロセスと関連づけて、5種類に整理した。

本調査から、ケース数が増える過程において、自治体が役割分担の基準や意思決定の手順をルール化することで、多くのケースに対応していることが見えてきた。特に、人口規模の大きな都市部などで、多くのケースに限られた人員体勢で迅速に対応するためには、一時保護や事案送致などの判断基準や意思決定のプロセスをルール化し、そうした手続きを活用しながら効果的に協議を行う必要があることは明白である。なぜならば、現実として、このような自治体では、全てのケースに対して「ケースバイケース」で協議することに限界があるからである。

注意が必要なのは、「ケースバイケース」で協議できる体制がないにもかかわらず、一時保護や事案送致などの判断基準や意思決定のプロセスを明確に定めていない自治体である。ルールを定めていない場合においても、多くの自治体は、児童相談所と市区町村の間の暗黙知や不文律として、ある程度の基準を双方で持っている。ただし、この基準は明文化されていないため、状況によって流動的に判断された場合にもそれが客観視されにくく、各場面での判断に「忖度」が生じやすくなる。その結果として、「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証する」という目的に沿った連携がなされない危険性がある。この点は、リスクマネジメントにおいて重要なポイントである。そのため、特に、非常に多くのケースに限られた人員体勢で対応している自治体においては、一時保護や事案送致など、協働のための判断基準や意思決定のプロセスについてルールを設けることが求められる。

かねてより指摘されているように、そもそも児童虐待対応にあたる人的資源は不足している。多くのケースに対して適切な支援を行うためには、上記のような協働のためのルール化を行うことが必要であると同時に、人的資源の不足を解決することも必要であることを強調しておきたい。人的資源の不足に対する解決策を検討するにあたっては、人的資源がどの程度不足しているかを見積もるためのデータ（一人あたりの担当ケース数、および、1ケースあたりの業務量）が必要である。しかし、現在そのようなデータは蓄積されていない。今後はデータに基づいて踏み込んだ議論が行われることが求められるだろう。

役割分担の基準設定にあたっては、設定した基準が妥当であるかの検証が必要である。具体的には、リスクアセスメントとケースの経過についてのデータを蓄積し、設定した基準に沿った役割分担が、実際に「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証する」という観点から有効に作用していたかを検証することで、より効果的な基準の見直しが実現され得る。また、エビデンスに基づいた知見を蓄積すれば、経験が十分でない支援者であっても、過去の知見を活かした意思決定や支援を行うことができる。データの蓄積や活用は、支援者の早期育成の観点からも有効である。

本調査で、協働の各プロセスにおける困りごとについて調査したところ、連絡や情報

共有についての手間や煩雑さを訴える回答が非常に多かった。また、児童相談所と市区町村の情報共有の手段についての設問では、「電話」が最も多く使用されており、ついで「対面での会話」であった。中核市と政令市の一部では、庁内 LAN や業務支援システムを通じた情報共有も行われていたが、多くの自治体では、電話をかけ、折り返しを待つといったコミュニケーションがなされていた。(県が設置した児童相談所と市町村は、管轄自治体が異なるため、個人情報保護条例や調整の難しさなどの問題から、庁内 LAN や業務支援システムなどを直結(共有)することは非常に難しい。)

先の<指針が運用されるために何が必要か>で述べたように、機関間で円滑に協働するためには、共通のリスクアセスメントに基づいてリスクについての認識をすり合わせる必要がある。リスクアセスメントなど定型化された事項を漏れなく迅速に共有する際は、ICT 技術などを用いた情報共有が有効である。また、ICT を用いた情報共有は、単に情報共有を円滑にするだけでなく、情報を蓄積し過去の知見の活用する際の基盤ともなる。本事業では、試験的に、ICT を用いた機関間で情報共有の方法についても検討を行った。

協働状況 4 のように、既にケース数が非常に多く、高度に手順化することで対応している自治体は、今後ケース数が増えるなど業務量が増加した場合、支援が滞ってしまう可能性が高い。そのため、特に協働状況 4 に該当する自治体については、人的資源の補充、ICT 活用を通じた業務効率化と過去知見の活用を検討することが求められるといえよう。

## <最後に>

これまでも死亡事例検証などで、児童相談所と市区町村の間での情報共有やリスク認識の共有、役割分担のあり方についての問題点が指摘されてきた。その解決のためには「漏れのない情報共有」「切れ目のない支援」「適切な役割分担」「より綿密な連携」などが必要だとされてきた。それでは、「漏れのない情報共有」「切れ目のない支援」「適切な役割分担」「より綿密な連携」とは具体的には、どのようなことを指すのだろうか。各種ガイドラインなどで、国としての指針は示されているものの、現場で具体的なケースに落とし込んで判断することは容易ではない。

本事業では、全国の自治体において、協働のための体制や各種指針の具体的な運用状況が様々であることを、データに基づく分析によって明らかにした。そのうえで、有識者の知見を交え、協働状況にはどのようなパターンがあり、それぞれのタイプにおいて陥りやすい課題とその解決の方向性をまとめた。

すでに示されている全国共通の指針を、各自治体が個別ケースの判断につなげていくためには、各自治体が、自らの特徴や実態がどのパターンに該当するかを認識した上で、具体的な判断基準や意思決定の手順の精緻化・明確化を行う必要がある。例えば、情報共有についてであれば、「どんなケースの場合、どのような内容について、どのようなタイミングや頻度で共有するのか」について検討が必要である。あるいは、役割分担の決定についてであれば、「個別ケースに関する情報のどのような点をもって、ケースの重篤度を見立て、支援計画や役割分担を決定するのか」について検討する必要があるだろう。ただし、これらは一度議論すれば終わりではない。設定した基準で運用した後、データを元に、上手くいった点は継続し、上手くいかなかった点は改善するなどのアップデートを継続する必要がある。

本事業では、こういった検討や協議を行う際の前提情報や先行事例の知見を整理した。各自治体で、協働のための基準や意思決定手順について協議する際には、本調査報告に添付したツールや補足資料を参照され、データに基づいた、より実質的な連携体制構築の検討を進めていただくことを強く願う。

## 10. 引用文献

1. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」平成25年8月改訂版.
2. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」平成29年3月
3. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)平成29年3月改正
4. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」平成29年3月改正
5. 厚生労働省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「里親担当児童福祉司、一時保護所の児童指導員等及び市区町村要保護児童対策調整機関職員の勤務実態・業務内容に関する調査研究」(国立研究開発法人 産業技術総合研究所)
6. 厚生労働省子ども家庭局「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)平成31年2月
7. 「児童虐待防止対策抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)
8. A県児童相談所作成「市町村への指導委託・事案送致の実務マニュアル」(仮称)(平成30年3月作成)
9. B県児童相談所作成「児童相談所等の連絡・調整に関する基本ルール」(仮称)(令和元年9月作成)
10. 厚生労働省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けてスタートアップマニュアル」(日本大学)

## 11. 補足資料 1 「調査設問票」

令和元年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業  
市町村の体制強化に関する研究調査（市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策）

### 調査設問票

#### 調査について

##### <調査概要>

本調査は、2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市町村の体制強化に関する研究調査（市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策）」（厚生労働省，課題番号14）」の一環で実施される Web アンケート調査です。

##### <調査目的>

児童相談所と市区町村の連携において、どのような仕組みやルールが円滑な連携に影響しているかについての情報収集を行います。

##### <調査内容>

本調査は、大きく3つのパートから構成されています。

I 自治体の状況

II 協働推進のための仕組みやルールの整備状況

III 協働状況（協働のどのような部分がどの程度うまくいっているか）

#### 回答上の注意

##### <回答上の注意点>

本調査は、児童相談所と市区町村の連携実態についての調査です。

回答者が児童相談所所属の場合は、管内の市区町村との連携についてお答えください。

回答者が市区町村所属の場合は、地域を管轄する児童相談所との連携についてお答えください。

指定都市や中核市で児童相談所を設置している場合には、以下のことを念頭にご回答ください。

回答者が市役所所属の場合、市が設置する児童相談所との連携についてお答えください。



設問 3：指定都市や中核市に該当しますか？（回答必須）

- 1) 指定都市に該当
- 2) 中核市に該当
- 3) 指定都市にも中核市にも非該当（都道府県設置の児相も含む）

設問 4：平成 30 年度の児童虐待相談対応件数は何件でしたか？（回答必須）

児童虐待相談対応件数：（            ） 件

設問 5：平成 30 年度、所属組織の虐待に関する台帳に載せて管理していた虐待対応件数は、年間何件ありましたか？平成 30 年度以前に受理し、継続対応中のケース（および、継続対応することになっていたケース）も含めて回答してください。（回答必須）

※27 条 1 項 2 号の指導や、児相や市町村が行う継続指導などを念頭にご回答ください。

- 1) 200 ケース未満
- 2) 200 ケース以上 500 ケース未満
- 3) 500 ケース以上 1000 ケース未満
- 4) 1000 ケース以上 2000 ケース未満
- 5) 2000 ケース以上

設問 6：児童や保護者への支援、関係機関との調整等の業務に従事する職員の人数を記載してください。（常勤・非常勤を問わない）（回答必須）

※児童相談所については一時保護所の職員を除いてください。

（            ） 人

## II. 協働推進のための仕組みやルールの整備状況

### リスクアセスメントシートについて

設問 7：ご回答者様の所属部署ではリスクアセスメントシートの運用をしていますか？（回答必須）

はい・いいえ

（設問 7 で「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 8：ご回答者様の所属部署ではリスクアセスメントを、業務フローのどのタイミングで運用していますか？運用しているものをすべて選択してください。

- 1) 緊急出動の可否判断
- 2) 一時保護の可否判断

- 3) 事案送致の要否判断
- 4) 家庭復帰の適否判断
- 5) その他 ( )

(設問7で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問9：ご回答者様の所属部署で運用しているリスクアセスメントシートは以下のどれに該当しますか？運用しているものをすべて選択してください。

- 1) 「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(厚労省)
- 2) 「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」(厚労省)
- 3) 独自に開発したアセスメントシート
- 4) その他 ( )

(設問7で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問10：ご回答者様の所属部署で運用しているリスクアセスメントシートは、市区町村と児相間で共通利用されていますか？(回答必須)

※複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

- 1) すべてのリスクアセスメントシートを共通利用
- 2) 一部のリスクアセスメントシートを共通利用
- 3) 共通利用していない

(設問7で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問11：ご回答者様の所属部署では、リスクアセスメントシートの記入方法や運用についてのルールやガイドラインを設定していますか？(回答必須)

- 1) すべてのリスクアセスメントシートに対して設定
- 2) 一部のリスクアセスメントシートに対して設定
- 3) 設定していない

(設問7で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問12：ご回答者様の所属部署では、リスクアセスメントのデータを分析、活用していますか？(例：データから得た知見を支援に活用、予算要求の根拠にする)

はい・いいえ

(設問7で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問13：ご回答者様の所属部署におけるリスクアセスメントシートの運用実態について、最も近いものを次の選択肢から選んでください。(回答必須)

- 1) 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- 2) 基本的にはルールに沿った意思決定がなされている
- 3) ほとんど運用されていない
- 4) 全く運用されていない

### 機関間協定書について

設問 14：児童虐待対応にあたって児童相談所と市区町村間で機関間協定書を結んでいますか？（回答必須）

- 1) 法的根拠を持つ書面として締結（公印を使用した公的な文書）
- 2) 法的根拠は持たないが覚書やガイドラインのような形態で締結
- 3) 締結していない

（設問 14 で「法的根拠を持つ書面として締結」または「法的根拠は持たないが覚書やガイドラインのような形態で締結」と回答した場合のみ対象）

設問 15：どのような内容の機関間協定書を結んでいるか概要をご入力ください。（記入例：連携協力を進めるため、必要な情報提供を行う場として、連携会議、実務者連絡会議、個別検討会議を開催する。）

- (. )  
 (. )  
 (. )  
 (. )  
 (. )

（設問 14 で「法的根拠を持つ書面として締結」または「法的根拠は持たないが覚書やガイドラインのような形態で締結」と回答した場合のみ対象）

設問 16：ご回答者様の所属部署における、機関間協定書の運用実態について、最も近いものを次の選択肢から選んでください。（回答必須）

- 1) 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- 2) 基本的にはルールに沿った意思決定がなされている
- 3) ほとんど運用されていない
- 4) 全く運用されていない

### 児童相談所から市区町村への事案送致のルールについて

※複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる設問があった場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

設問 17：児童相談所から市区町村への事案送致の判断基準について、明文化し、組織間で共有されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

設問 18：児童相談所から市区町村への事案送致を、誰がどのように決定するかについて、明文化し、組織間で共有されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

（設問 17、18 のどちらかに「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 19：設問 17、18 で設定したガイドラインやルールが円滑に運用されるための研修やワーキンググループの実施状況について該当するものを選択してください。（回答必須）

- 1) 児童相談所と市町村合同で、研修やワーキンググループを実施している（実施した）
- 2) 児童相談所と市町村合同ではないが、ご回答者様の所属部署において研修やワーキンググループを実施している（実施した）
- 3) 研修やワーキンググループは実施していない

（設問 17、18 のどちらかに「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 20：設問 17、18 で「はい」と回答したルールの運用実態について、最も近いものを次の選択肢から選んでください。（回答必須）

- 1) 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- 2) 基本的にはルールに沿った運用がなされている
- 3) ほとんど運用されていない
- 4) 全く運用されていない

### 市区町村から児童相談所への事案送致のルールについて

※複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる設問があった場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

設問 21：市区町村から児童相談所への事案送致の判断基準について、明文化し、組織間で共有されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

設問 22：市区町村から児童相談所への事案送致を、誰がどのように決定するかについて、明文化し、組織間で共有されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

（設問 21、22 のどちらかに「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 23：設問 21、22 で設定したガイドラインやルールが円滑に運用されるための研修やワーキンググループの実施状況について該当するものを選択してください。（回答必須）

- 1) 児童相談所と市町村合同で、研修やワーキンググループを実施している（実施した）
- 2) 児童相談所と市町村合同ではないが、ご回答者様の所属部署において研修やワーキンググループを実施している（実施した）
- 3) 研修やワーキンググループは実施していない

（設問 21、22 のどちらかに「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 24：設問 21、22 で「はい」と回答したルールの運用実態について、最も近いものを次の選択肢から選んでください。（回答必須）

- 1) 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- 2) 基本的にはルールに沿った運用がなされている
- 3) ほとんど運用されていない
- 4) 全く運用されていない

#### **要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）のルールについて**

※要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください。

※複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる設問があった場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

設問 25：所属組織が担当するケースを、要対協にあげる基準は明示されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

設問 26：所属組織が担当するケースのうち、何割を要対協にあげていますか？

- 1) 10 割（すべて）
- 2) 8 割以上（すべてではない）
- 3) 6 割以上 8 割未満
- 4) 4 割以上 6 割未満

- 5) 2割以上4割未満
- 6) 2割未満

設問 27：所属組織が担当するケースを、要対協にあげずに、児童相談所と市区町村で合同管理することはありますか？（回答必須）

はい・いいえ

（設問 27 で「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 28：所属組織が担当するケースのうち何割を、要対協にあげずに、児童相談所と市区町村で合同管理していますか？

- 1) 10割（すべて）
- 2) 8割以上（すべてではない）
- 3) 6割以上8割未満
- 4) 4割以上6割未満
- 5) 2割以上4割未満
- 6) 2割未満

設問 29：要対協ケースにおいて、どのようなケースの場合にどの組織を主担当にするかについての基準が明文化され共有されていますか？（回答必須）

- 1) されている
- 2) されていない

設問 30：要対協ケースとして終結する基準について明文化され共有されていますか？（回答必須）

- 1) されている
- 2) されていない

### 所属組織における児童虐待ケースの終結基準について

設問 31：所属組織において、児童虐待ケースの対応の終結基準は明文化されていますか？（回答必須）

※本設問でいう「終結」とは、積極的な連絡・訪問や介入が不要と判断される状態を想定しています。

はい・いいえ

（設問 31 で「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 32：所属組織における児童虐待ケースの終結基準の運用実態について、最も近いもの



- 2) 時々利用している
- 3) 利用したことはあるが、ほとんど利用しない
- 4) 利用したことがない

### Ⅲ. 協働状況（協働のどのような部分がどの程度うまくいっているか）

#### ・設問の構成について

以降の設問では、児童相談所と市区町村間の協働を、「情報共有」「リスクに対する認識合わせ」「役割分担の決定」「役割分担に沿った対応」のプロセスに分けて、協働状況についてお尋ねしています。

設問によっては、個別ケースにおけるケースワーカー同士のやり取りと要対協実務者会議におけるやり取りを区別してお聞きしております。

要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください。

#### ・回答にあたって想定する連携先について

回答者が児童相談所所属の場合は、管内の市区町村との連携についてお答えください。複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる設問があった場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

回答者が市区町村所属の場合は、地域を管轄する児童相談所との連携についてお答えください。

指定都市や中核市で児童相談所を設置している場合には、以下のことを念頭にご回答ください。

回答者が市役所所属の場合、市が設置する児童相談所との連携についてお答えください。

回答者が市設置の児童相談所所属の場合、区役所または市役所のいずれかで、日常的に連携が求められる組織との連携についてお答えください。

回答者が区役所所属の場合、地域を管轄する児童相談所との連携についてお答えください。

#### 個別ケースの情報共有について

設問 37：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で、情報共有すべきケース/情報共有が不要なケースの基準は一致していますか？（回答必須）



8) その他 ( )

設問 41：個別ケースの対応において、情報共有がうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

( )

### 要対協実務者会議における情報共有について

※要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください

設問 42：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間で、情報共有すべきケース/情報共有が不要なケースの基準は一致していますか？（回答必須）

- 1) 一致している
- 2) どちらかといえば一致している
- 3) どちらかといえば一致していない
- 4) 一致していない
- 5) どちらともいえない（理由： )

設問 43：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でケース情報を共有する際、どのような項目や内容について共有すべきかについて、両組織の認識は一致していると感じますか？（回答必須）

- 1) 感じる
- 2) どちらかといえば感じる
- 3) どちらかといえば感じない
- 4) 感じない
- 5) どちらともいえない（理由： )

設問 44：要対協実務者会議において、意思決定や支援に必要な情報は、過不足なく共有されていますか？（回答必須）

- 1) 過不足なく共有されている
- 2) 概ね共有されている
- 3) 共有が不十分である
- 4) 共有がされていない
- 5) どちらともいえない（理由： )

設問 45：要対協実務者会議における、児童相談所と市区町村間での情報共有で、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 情報共有に必要な資料や情報が揃っていない
- 2) 情報共有に必要な資料の準備が煩雑である
- 3) 情報共有すべきケース数が多すぎて、会議時間が長くなる（時間が足りない）
- 4) (児童相談所の) 担当者の異動等の際に、情報が引き継がれない
- 5) (市区町村の) 担当者の異動等の際に、情報が引き継がれない
- 6) 児童相談所と市区町村間の担当者の専門性や役割の違いから、コミュニケーションが難しい
- 7) 特にない
- 8) その他 ( )

設問 46：要対協実務者会議において、情報共有がうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

( )

#### **個別ケース対応における、リスクに対する認識合わせについて**

設問 47:個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でケース情報を共有した際、ケースのリスク（重篤度）についての認識は合いますか？（回答必須）

- 1) 情報共有すれば、認識が合うことが多い
- 2) 情報共有し、適宜補足説明すれば、認識が合うことが多い
- 3) 情報共有や補足説明をしても、認識があっているか不明なことが多い
- 4) 情報共有や補足説明をしても、認識が合わないことが多い

設問 48：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合わせはうまくいっていますか？（回答必須）

- 1) うまくいっている
- 2) どちらかといえばうまくいっている
- 3) どちらかといえばうまくいっていない
- 4) うまくいっていない
- 5) どちらともいえない（理由： )

設問 49：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合

わせで現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) リスク認識合わせをするのに時間がかかりすぎる
- 2) 情報共有や意見交換をする時間が取れない(忙しすぎる)
- 3) 児童相談所と市区町村間でリスクに対する基本的な考え方の違いが大きい、認識合わせの難易度が高い
- 4) 児童相談所と市区町村間の担当者の知識や経験の差が大きく、コミュニケーションが難しい
- 5) 特にない
- 6) その他 ( )

設問 50: 個別ケースの対応において、リスクに対する認識合わせがうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

( )

#### **要対協実務者会議における、リスクに対する認識合わせについて**

※要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください

設問 51: 要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でケース情報を共有した際、ケースのリスク(重篤度)についての認識は合いますか? (回答必須)

- 1) 情報共有すれば、認識が合うことが多い
- 2) 情報共有し、適宜補足説明すれば、認識が合うことが多い
- 3) 情報共有や補足説明をしても、認識があっているか不明なことが多い
- 4) 情報共有や補足説明をしても、認識が合わないことが多い

設問 52: 要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合わせはうまくいっていますか? (回答必須)

- 1) うまくいっている
- 2) どちらかといえばうまくいっている
- 3) どちらかといえばうまくいっていない
- 4) うまくいっていない
- 5) どちらともいえない(理由: )

設問 53: 要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合わせで現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタ

ンを選択してください。

- 1) リスク認識合わせをするのに時間がかかりすぎる
- 2) 会議時間に対して、案件数が多く、情報共有や意見交換をする時間が取れない
- 3) 児童相談所と市区町村間でリスクに対する基本的な考え方の違いが大きい、認識合わせの難易度が高い
- 4) 児童相談所と市区町村間の担当者の知識や経験の差が大きく、コミュニケーションが難しい
- 5) 特になし
- 6) その他 ( )

設問 54：要対協実務者会議において、リスクに対する認識合わせがうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

( )

#### **個別ケースにおける役割分担決めについて**

設問 55：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で役割分担を決める際、スムーズに役割分担が決まりますか？（回答必須）

- 1) どんなケースであってもスムーズに決まる
- 2) 重度ケースや軽度ケースであればスムーズに決まる
- 3) 重度ケースや軽度ケースであれば比較的スムーズに決まる
- 4) どんなケースであってもスムーズに決まらないことが多い
- 5) スムーズに決まることはない

設問 56：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で決定した役割分担について、妥当な分担だと感じますか？（回答必須）

- 1) 感じる
- 2) どちらかといえば感じる
- 3) どちらかといえば感じない
- 4) 感じない
- 5) どちらともいえない（理由： )

設問 57：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間での役割分担決めはうまくいっていますか？（回答必須）

- 1) うまくいっている
- 2) どちらかといえはうまくいっている





で、「いつ、どんなタイミングで、誰が、何をするのか」分かりにくいことがありますか？

(回答必須)

- 1) よくある
- 2) ときどきある
- 3) ほとんどない
- 4) 全くない

設問 66：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で決定した役割分担に沿った対応が、支援者側の要因によって、行えないことはありますか？(回答必須)

- 1) よくある
- 2) ときどきある
- 3) ほとんどない
- 4) 全くない

設問 67：個別ケースの対応において、決定した役割分担に沿った対応を行う上で現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 人手不足のため、決定した対応を行う時間がない
- 2) 支援者のスキル不足のため、決定した対応を行うことができない
- 3) 支援状況について組織間で情報共有されないため、協働が形骸化する
- 4) (児童相談所の) 担当者の異動等によって、情報が引き継がれず、やるべきことがうやむやになる
- 5) (市区町村の) 担当者の異動等によって、情報が引き継がれず、やるべきことがうやむやになる
- 6) 誰がいつ何をやるかが具体的に決まっておらず、対応がうやむやになる
- 7) 特にない
- 8) その他 ( )

設問 68：個別ケースの対応において、決定した役割分担に沿った対応が確実に実行されるために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

( )

#### **要対協実務者会議における、協働管理ケースの進行管理について**

※要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください

設問 69：要対協実務者会議において決定した役割分担が不明確で、「いつ、どんなタイミングで、誰が、何をするのか」分かりにくいことがありますか？（回答必須）

- 1) よくある
- 2) ときどきある
- 3) ほとんどない
- 4) 全くない

設問 70：要対協実務者会議において決定した役割分担に沿った対応が、支援者側の要因によって、行えないことはありますか？（回答必須）

- 1) よくある
- 2) ときどきある
- 3) ほとんどない
- 4) 全くない

設問 71：要対協実務者会議において決定した役割分担に沿った対応を行う上で現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 人手不足のため、決定した対応を行う時間がない
- 2) 支援者のスキル不足のため、決定した対応を行うことができない
- 3) 支援状況について組織間で情報共有されないため、協働が形骸化する
- 4) (児童相談所の) 担当者の異動等によって、情報が引き継がれず、やるべきことがうやむやになる
- 5) (市区町村の) 担当者の異動等によって、情報が引き継がれず、やるべきことがうやむやになる
- 6) 誰がいつ何をやるかが具体的に決まっておらず、対応がうやむやになる
- 7) 特にない
- 8) その他 ( )

設問 72：要対協実務者会議において決定した役割分担に沿った対応が確実に実行されるために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

( )

#### 児童相談所から市区町村への事案送致について

設問 73：児童相談所から市区町村間への事案送致はスムーズに実行されていますか？（回答必須）



設問 78：市区町村から児童相談所への事案送致がうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

( )

#### 児童相談所と市区町村間の連携全体について

設問 79：児童相談所と市区町村間の連携について、あなたの考えに最も近いものをひとつ選択してください。

- 1) 子どもの安全を守るために、最優先に取り組むべきだ
- 2) 子どもの安全を守るうえで、重要なことだ（最優先とまでは考えない）
- 3) 子どもの安全を守るために、やった方がいいことだ
- 4) 子どもの安全を守るうえで、やらなくてもいいことだ

設問 80：児童相談所と市区町村間での連携（全体）はうまくいっていますか？（回答必須）

- 1) 非常にうまくいっている
- 2) どちらかといえばうまくいっている
- 3) どちらかといえばうまくいっていない
- 4) 全くうまくいっていない
- 5) どちらともいえない（理由： )

設問 81：児童相談所と市区町村間の協働についてのあなたの考えを自由に書いてください。

（例：現状について、課題について、最優先にやるべきことについて、今後のあるべき姿について、など）

---

調査設問は以上です。

ご協力ありがとうございました。

## 12. 補足資料 2 「要保護児童対策地域協議会の効果的な運営のための方策について」

## 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営のための方策について

### 【背景】

近年、発生した児童虐待事案を踏まえ、取りまとめられた「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）の中においては、市町村の体制強化の必要性とともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図るため、次のような施策に取り組むこととされている。

< 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」 >

#### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

##### (3) 市町村の体制強化

##### ② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・新プランに基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調整担当者について、2022年度までの全市町村配置に向け、支援の拡充を図るとともに、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置を推進する。
- ・要保護児童対策地域協議会の効果的な運営ができるよう、ガイドラインを作成する。また、要保護児童対策地域協議会の運営方法や市町村における体制整備等についての的確な支援が行うことができるよう、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司に対し、研修を行う

本調査研究における調査結果や委員会での議論で得た示唆を踏まえ、要保護児童対策地域協議会（以降、「協議会」とする）が効果的に運営されるために必要な取組として考えられる内容について、別添のガイドラインのとおり、整理を行った。

< 調査結果の概要 >

#### ○要対協へのケース登録

- ・所属組織で担当しているケースを要対協に登録する基準については約65%の回答者が「明示されていない」と回答した。所属組織で担当ケ

ースのうち何割を要対協に登録しているかについては、約半数が「8割以上」と回答している。一方で、児童相談所の14.7%、市区町村の11.9%は、所属組織で担当するケースの2割未満しか要対協に登録していなかった。

○主担当機関の決定

- ・回答者の83.3%が「要対協ケースで、どのような場合にどの組織を主担当とするかについての基準が明文化され共有されていない」と回答した。

○ケースの終結

- ・回答者の78.9%が「要対協ケースとして終結する基準が明文化され共有されていない」と回答した。

○要対協の実務者会議の課題

- ・要対協実務者会議での情報共有における困りごとで、最も回答が多かったのは「情報共有すべきケース数が多すぎて、会議時間が長くなる（時間が足りない）であった。
- ・要対協実務者会議でのリスク重篤度に対する認識合わせにおける困りごとで、最も回答が多かったのは「会議時間に対して、案件数が多く、情報共有や意見交換をする時間が取れない」であった。

一部の自治体では、ケース数が多すぎるために実務者会議が書類（進行管理台帳）を読み上げるだけの場となっていると指摘しており、会議が形骸化している場合があると考えられる。一方で、主担当機関の決定やケースの終結について、手順を明示することや、会議の事前準備・議題設定を工夫している自治体もあった。

## 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営のためのガイドライン

虐待を受けている子ども等の支援対象児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護・支援を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、児童福祉法においては、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならないこととし、協議会は、支援対象児童等の適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うこととしている。

協議会の運営については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が中心となり、関係機関等相互の連携や役割分担の調整を行うことが求められるが、単に関係機関が集まるだけの形式的な会議の場となってしまった場合、情報の交換や支援内容の協議が適切に行われなかったこととなることから、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月25日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「設置・運営指針」という。）に定める内容に加え、市町村は、下記に掲げる内容を参考として、協議会が効果的に運営されるために必要な取組を進めるべきである。

なお、協議会の運営に当たっては、協議会の事務の総括や関係機関等の連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定することとしており、児童福祉法第10条の2に規定する拠点（子ども家庭総合支援拠点）が要保護児童対策調整機関を担うことが求められていることから、協議会を効果的に運営するための取組を進めることと併せて、子ども家庭総合支援拠点の設置により、体制整備を進めることが必要である。

### （1）協議会の構成

協議会は、次のとおり、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の3種類の会議（三層構造）で構成されることが想定されている。

この中でも、実務者会議は、適切な支援が滞りなく行えているかについて網羅的に確認する場であるため、取り扱うケース数が多い上、各ケースの支援方針や主担当機関、主たる支援機関等を決定する際には、関係機関における意見調整に時間を要することも考えられることから、適切な会議運営を行うために

後述するような工夫が求められる。

また、個別ケース検討会議は、支援が必要なケースについて、具体的な支援の内容が決定していない場合、速やかに開催することが求められる。医療機関なども含め、関係機関と考えられる機関に出席を求め、日程調整を行うとともに、関係者の参集が困難な場合、オンラインでのテレビ会議の実施の検討等が必要である。

なお、協議会は、このような三層構造の構成を形式的に遵守すればよいというものではなく、各市町村が地域の実情に応じ、どのような構成とすることがより効果的に協議会を運営することができるかを検討し、柔軟に対応することが望ましい。

#### (参考)

##### ○代表者会議

地域協議会の構成員の代表者による会議。実際の担当で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として開催される。

##### ○実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議。実務者会議では、支援対象児童等に関する情報の交換のほか、全てのケースについて、定期的な状況のフォロー、主担当機関等の確認、支援方針の見直し等を協議する。

##### ○個別ケース検討会議

個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために開催される会議。

#### (2) 協議会への登録

児童福祉法においては、協議会の対象は、①要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）及びその保護者、②要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその保護者、③特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）とされている。

具体的にどのような場合に「要保護児童」・「要支援児童」・「特定妊婦」に該当し、協議会に登録を行うのかという点について、リスクアセスメントの際の

具体的なチェック項目を関係者間で共有し、該当する場合、協議会に登録を行い、実務者会議等で取り扱うことを徹底する必要がある。

これは、リスクの高さや緊急性等についての認識を合わせることにもつながるものであり、具体的なチェック項目については、既に各自治体で整理されていると考えられるが、次のような既存のチェック項目についても改めて確認を行うべきである。

(項目の例)

- ・「養育支援訪問事業ガイドラインについて」(平成21年3月16日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「支援の必要性を判断するための一定の指標」
- ・「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成28年12月16日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名通知)の別表1・別表2・別表3
- ・「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月29日付厚生省児童家庭局企画課長通知)の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」
- ・「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成20年3月14日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)の別表「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」

なお、協議会の実務者会議等で取り扱うべき事例にも関わらず、協議会への登録が行われていないことや、協議会での議論が十分に行われていない状況が見受けられることが多いケースとして、特に留意すべきケースは、次のとおりである。

#### <留意すべき事例①> 児童相談所が一時保護を行ったケース

一時保護を行ったケースについて、一時保護中は児童相談所が担当、その前後は市町村が担当することとし、協議会への登録を行わずに対応している場合がある。しかし、協議会において、一時保護を解除する際、解除後の対応をどのように行うかといった協議が必要であるほか、一時保護中であっても、保護者への対応や、きょうだい的一方のみが保護された場合における家庭にいるきょうだいへの対応等も含め、家庭に対する支援について、協議会で協議を行う必要がある。

#### <留意すべき事例②> 特定妊婦のケース

特定妊婦のケースについて、母子保健主管課のみで対応している場合や、母子保健主管課と児童福祉主管課の間で特定妊婦に該当するか否かの認

識が異なる場合等において、協議会に登録されるべきケースが協議会で取り扱われていないことがあるが、出産前から出産後の支援等について協議会で協議を行い、妊娠期から子育て期までの長期的視野をもった対応を検討するなど、適切な支援につなげていくことが必要である。

#### <留意すべき事例③> 転居のケース

転居を行ったケースについては、他の市町村へ転居等により、関わりを持つ関係機関が変わることから、必要な支援が切れ目なく行われるよう、適切な引き継ぎを行うとともに、転居先の市町村においても、速やかに協議会への登録を行い、協議会において、必要な情報の交換や関係機関の役割分担の確認等を行うことが必要となる。

### (3) 役割分担を決定する基準の設定

児童相談所と市区町村の役割分担の考え方については、「児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成 29 年 3 月 31 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントシート（例）の記載上の留意点」において、次のように記載されている。

#### <児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントシート（例）の記載上の留意点>

##### 【基本的な役割分担の考え方】

###### ○市区町村を中心に対応

- ① 虐待に至る可能性のある要因を抱えた子どもや保護者への支援
- ② 軽度から中度の虐待ケースにおける在宅指導、支援

###### ○児童相談所を中心に対応

- ① 虐待に起因する行動面や心理面の問題が生じている子どもへの支援
- ② 出頭要請等、子どもの安全確認のための緊急対応
- ③ 保護者からの分離による支援が必要な子どもの保護
- ④ 児童福祉法第 27 条による措置や児童相談所による各種判定を必要とする子どもと保護者への対応

こうした考え方にに基づき、個別のケースに対して、児童相談所と市町村の役割分担の決定を行うことが考えられる。さらに、どのような場合に軽度から中度の虐待ケースと評価するかといった点について、評価方法を共通化することが有効である。ただし、評価方法を共通化した場合においても、個々のケースの評価が直ちに一致するものではなく、自動的に役割分担が決まるものとは言えない。このため、役割分担に関する基準を設定した後も、個別のケースについて、それぞれのアセスメントの結果に照らし、協議を行うことが前提となる。

また、個別のケースについて、リスクの評価に齟齬が生じた場合等の協議や意思決定の手順について、担当者の判断による属人的なものではなく、組織的に対応を行う環境整備が必要となる。

こうした取組を行った上で、実務者会議において、個別のケースに関する情報の交換や支援内容の協議を行い、ケースごとに、主たる支援機関を決定するとともに、児童相談所と市町村のいずれかを主担当機関として決定することが必要である。

さらに、主担当機関や関係機関の役割分担を決定する際には、次の点についても合わせて共有することが必要である。

- ・どのような状態になったら、どのように行動をするかといった具体的な基準と具体的な行動の内容
- ・家庭の状況変化の有無を把握する体制

※ 把握したい情報の内容によって、児童相談所の方が把握しやすいものと市町村の方が把握しやすいものがあるため、関係機関の特性を活かした体制づくりが望まれる。情報項目ごとの情報収集の容易性については、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」を参照されたい。

(参考)

主たる支援機関：支援対象児童等に対して、必要な支援を主に行う機関

主担当機関：児童相談所又は市町村のうち、ケースの進行管理を行う機関

(※) 上記のような個別のリスク評価による判断のほか、例えば、都道府県と市町村の間で協議を行い、泣き声通告やDVに関する通告を契機として対応することとなった事案は、通告受理機関がどこかに関わらず、市町村が担当することとしている例などがあり、事案の種類により、役割分担を決めておくことも考えられる。

#### (4) 終結を行う基準の明確化

要保護児童対策地域協議会の設置・運営指針の第3章「5. 支援の終結」において、協議会の進行管理における「終結判断の目安(例)」が示されている。進行管理の終結基準に関する具体的な運用の定めがない場合、例えば、児童虐待の事案で子どもの安全が確保されているとは言えないケースが協議会の登録から外れてしまうことや、支援の必要性が乏しいケースが協議会で管理され続けることにより、協議会の進行管理が形骸化してしまうことも考えられるため、支援の終結に関する具体的な基準を設定する必要がある。

##### <要保護児童対策地域協議会による進行管理の終結判断の目安(例)>

- ①虐待の疑いで、子どもの権利の観点から十分な調査をした結果、支援の必要がないと判断したとき
- ②支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断したとき
  - ※ 「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態が6か月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結とする。  
ただし、虐待の緊急度が最重度・重度ケースは、継続管理、特定妊婦及び乳幼児のケースは、最低でも3歳まで継続管理を行うとともに、子育て世代包括支援センターや子どもが所属する地域の各支援機関、並びに保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する場がある場合は、これらの関係機関に対し、子どもや家庭に気になる事象が発生した場合には、遅滞なく要保護児童対策地域協議会に相談・通告を行うよう依頼する。
- ③心配要素はあるが、他機関での支援とケース管理ができ、引き継ぎ終了したとき
  - ※支援・管理を依頼した関係機関には、状況が変化したときには連絡を入れてもらい、再受理・対応ができる旨を伝える
- ④管轄外への転居(情報提供を行い、当該の自治体等へ移管する)
- ⑤子どもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎ終了したとき
- ⑥養子縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたとき
- ⑦子どもが死亡したとき
- ⑧その他(相談種別の変更など)

※ 「⑦子どもが死亡したとき。」は、死亡した子どものケースを終結するという意味であり、当該子どものきょうだいがいる場合、きょうだいについても機械的に事案の終結を行うというものではない。

上記8つの項目は一つのみ安であるが、これを参考に、具体的な終結基準を明文化するべきである。例えば、目安（例）の②を例にとれば、「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態については、具体例や例外的に注意が必要な例について、あらかじめ関係機関で認識を共有するなど、事例を積み上げておくことが望ましい。

また、設定した基準に基づき、ケースを終結する際には、その根拠や意思決定の背景も添えて、終結することについて、実務者会議（個別ケース検討会議を含む。）等で関係機関に協議又は報告を行うことが必要である。

#### （5）実務者会議の効果的な運営

実務者会議は、全てのケースを対象として、定期的な状況のフォロー、主担当機関等の確認、支援方針の見直し等を協議する場であり、主たる支援機関や主担当機関の決定など、関係機関との意見調整を要する内容も取り扱うことから、円滑に会議を運営するための工夫が必要である。

##### ○議題の整理

実務者会議において、ケースの進行管理に必要な情報を漏れなく共有するためには、主たる支援機関からの報告のほか、機械的に確認や報告を行うべき事項をあらかじめ定めてことが考えられる。

##### <確認・報告事項の例>

- ・乳幼児健診の受診状況や受診結果などに関する事項（訪問の拒否や発育状態等を含む）
- ・DVに関する事項

その上で、実務者会議において必要な情報の交換を行うために、会議の場で確認・報告を行う内容や、事前の資料送付等で共有を行う内容について整理しておく必要がある。このため、協議会の調整担当者は、事前に情報収集を行った上で、新規のケースや継続のケースといった分類だけではなく、会議の場で議論を行う必要があるケース、資料を配布するだけでなく、口頭で重要なポイントや補足の説明を行うことが必要なケースなど、各ケースを分

類し、整理を行うことが求められる。

- (※) 調整担当者：協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、関係機関等との連絡調整を行う者

#### ○事前の情報収集や資料作成

議題の整理を行い、会議での議論を深めるためにも、各ケースの事前の情報収集は不可欠である。関係機関から必要な情報を確実に収集するには、照会したい情報を明文化し、チェックリストなどの形式にしてから、情報を集めることが効果的である。

リスクアセスメントツールを共通化している場合には、進行管理台帳等にリスクの評価を記載することにより、リスクの評価に関する認識が共有され、円滑に議論を進めることができる。

#### ○会議当日の進行

実務者会議の主たる機能として、主たる支援機関と主担当機関を決定し、どの機関がいつまでに何をするかといった具体的な対応を明確にすることが求められる。具体的には、各ケースについて、関係機関が知り得た情報を共有し、これまでの経緯や家庭環境等を踏まえ、支援内容を決定し、その支援を実行するために適切な主たる支援機関と主担当機関を決定する。

この際、各ケースの主担当機関について、児童相談所と市町村のどちらが担うべきかという点については、前述した「(3) 役割分担を決定する基準の設定」が参考となる。

- (※) 議論の順序や時間配分は、会議の方針や狙いに沿って、自治体ごとに工夫することが望ましい。例えば、実務者会議で議論を深めるために、重点的に議論したいケースを会議の前半に、情報共有のための報告のみを行うケースを会議後半に取り扱うことや、関係者が集まりやすくするために、地域別に会議の開催時間を分けて、参加者を入れ替える形で会議を行うこと等が考えられる。

#### ○実務者会議での決定事項が適切に実行されるための工夫

実務者会議での決定事項について、参加者それぞれで認識の齟齬がないよ

う、決定事項の概要が分かる資料を作成し、個別のケースごとの支援方針と関係機関の役割分担について、「いつまでに、誰が、どのように行うか」を具体的に書面に残すこと（会議録等の形式で共有される場合を含む。）が有効である。

## （6）児童福祉法等の一部改正

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、次の内容が規定され、令和2年4月1日から施行されることから、こうした規定に基づき、協議会の仕組みを適切に活用した取組を進めることが求められる。なお、児童が転居する場合の措置については、児童相談所の管轄区域内の転居の場合であっても、他の市町村への転居等により、関わりを持つ関係機関が変わることから、必要な支援が切れ目なく行われるよう、協議会において、改めて情報の交換や関係機関の役割分担等を確認することが必要となる。

### ○要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

### ○児童が転居する場合の措置

児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。